

令和3年第1回太子町議会定例会（第491回町議会）会議録（第2日）

令和3年3月4日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	首 藤 佳 隆	11 番	清 原 良 典
12 番	中 島 貞 次	13 番	井 村 淳 子
14 番	堀 卓 史	15 番	藤 澤 元之介

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	名 倉 嗣 朗
教 育 長	沖 汐 守 彦	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	三 木 孝 秀	経 済 建 設 部 長	森 川 勝
教 育 次 長	栄 藤 雅 雄	財 政 課 長	佐々木 信 人

（開議 午前10時00分）

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和3年第1回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

〜〜

日程第1 一般質問

○議長（藤澤元之介） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

また、時間制により質問を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、当局の答弁は新型コロナウイルス感染症予防対策により着席したまま行ってください。
それでは、順番に発言を許します。

まず、井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。13番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

2月28日をもって、兵庫県は大阪府、京都府などとともに緊急事態宣言が解除されました。しかし、私たちは油断することなく、個人レベルの対策を徹底し、感染拡大防止に努めなければなりません。また、高齢者のワクチン接種については、国の供給体制、配送時期等、情報不足の中、円滑にワクチンが接種できるよう医師会や医療機関、関係機関と協議をしていただいておりますが、町民の皆さんが安心して接種ができるようよろしくお願いいたします。

それでは、本題に入ります。

1、がん患者の経済的、精神的な負担軽減へ。

がん治療に伴い、ウィッグ（かつら）や補正具を購入した方を対象に、補助金や助成金制度を設けている自治体が増えてきております。県議会、公明党の要望もあり、兵庫県もようやく2021年度に医療用ウィッグの購入費などを一部補助する制度を創設する方針を固めたと報道にもありました。「AYA世代」と呼ばれる30代までの若年層や働き盛りの世代はもちろん、抗がん剤の副作用による外見の変化に精神的な負担を感じる患者が多く、金銭的な支援を図ることで生活の質の向上を目指すことができます。本町においても、新年度の予算で「がん患者等支援事業」を開始するとありました。支援の対象となる方にとっては大変朗報でございます。

そこで、予算編成における助成内容と制度設計についてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 令和3年度から実施予定の「医療用ウィッグ・乳房補正具等助成事業」につきましては、がん患者の就労や社会参加を応援し、療養生活の質の向上を目指し、外見変化に伴う心理的負担や経済的負担を軽減できるよう軽減対象者や補助内容を県要綱に準じて実施したいと考えております。対象者につきましては申請されるときに当町に住民票を有し、対象補正具を令和3年4月1日以降に購入された方で、所得制限につきましても県に準じまして世帯所得400万円未満とする予定でございます。対象補正具と補助額につきましては、医療用ウィッグが上限5万円、乳房補正具のうち補正下着が上限1万円、人工乳房が上限5万円と考えております。補助の申請につきましては医療用ウィッグ、乳房補正具、それぞれお一人につき1回とするという形で県要綱に準じて町においても実施したいと考えて、予算計上をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回の予算編成における制度を答えていただきました。

お聞きしていきますが、当初予算では予算概要の中に62万円計上されておりますが、その根拠についてお示してください。まず、それをお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） このたびの医療用ウィッグ、乳房補正の助成につきましては、医療用ウィッグにつきまして3人の方を見込んでおりまして6万円、それから乳房補正具につきましてはお二人の方を見込んでおりまして10万円、予算的には16万円をこの事業に対して予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それと、助成回数なのですけれども、今回利用者は1人につき1品目、1回限りということで理解してよろしいか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 太子町におきましても県の要綱に準じてスタートしたいと今のところは考えております。県の実施要綱につきましても、ただいま我々が情報を入手しているのは案の段階でございますので、今のところ1人につき1回と県も制度設計をされておりますようですので、そのように考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 確かに1品目1回限りという考え方でいきますと、がんになりましたと、その後、放射線治療等をする中で髪の毛が抜けてきます、その後でウィッグを購入すると、例えば女性の場合でも男性でもそうですけれども、乳房を切除しなければならなかったときには乳房の再建をする手術があるのですけれども、こうなると、どちらか片方しか助成がされないということでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 今のところ聞いておりますのは、それぞれの区分に応じてお一人につき1つという形でございますので、症状によられましては両方のものも考えられる制度設計になろうかと予定をしております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 県からまだ最終の制度的なものが出てきませんけれども、今後出てくる中で、例えば1品目1回限りというのであれば、その足りない分、毛髪が抜けます、そういう何かしら再建の手術をしなければならない、そのときにはウィッグも出て、それからもう1つの県では出ないけれども乳房再建の補助金が出るというふうに町としてこの時点では考えておられないと思いますけれども、そういうふうに考えたらいかがかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 県の要綱も今いただいているのは、おっしゃられたように案の段階ですが、今お伺いしているのはその補正具ごとにお一人につき限度額を今定めさせていただいておりますけれども、補正具ごとという形で県も考えておるようでございますので、町においてもそのようなものにしていければと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、今後はっきりとした形が出てくるわけですが、県の随伴事業ですので、重複するその対象者の方には、もう片一方を町が単独で出すというふうなことも考えていただければと思いますので、頭の隅にでも置いていただければと思います。

それで、制度的にはよく分かりましたけれども、この令和3年4月1日以降購入ということで、例えば以前にがんになってウィッグは作ってましたと、でも経年劣化でやっぱりウィッグも傷んでいきますので4月以降新たに購入をした場合には、この制度に該当いたしますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 基本的には令和3年4月1日からの新しい事業という形になりますので、それ以降に要した費用については助成したいと考えておりますので、過去にそういう補

助がついてたわけではございませんので、4月1日以降に要件に当てはまられる方については補助をしていきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 確認ですけれども、この2月に乳がんの手術をされる方がおります。この方は4月1日以降には必ず対象になられると思います。例えば、5年前に手術をしましたという方が新しく購入する場合には、出るということで理解してよろしいか、そのがんになった時期に関わってくるのですか、どうですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 今のところ、令和3年4月1日以降という形でこの制度がスタートいたしますので、4月1日以降、今後県の補助の内容等も正式に決まると思うのですが、それに該当することであれば、本事業の補助対象になるというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 また、しっかりと確認をしていただきたいと思います。

乳がんを患って、経済的に悩んでおられる方から何年か前に御相談を受けました。5年前になりますけれども、2016年6月の定例会でがん患者の負担軽減のために医療用ウィッグ購入費に助成をと一般質問で提案をさせていただきましたが、その時点ではこの太子町でも助成はならず、当然兵庫県の中でも助成をしている自治体はございませんでした。全国的には何件かありましたけれども、今回県との随伴事業なので、多くの市町で助成が始まってまいります。今後、太子町において広報、周知はどのようにされますでしょうか、それについてお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 4月以降の実施になりますので、予算が可決いたしましたら、いろいろと広報あるいはホームページ等で周知をさせていただいたり、あるいは医療機関の先生方等にもこういう制度があるという御案内をさせていただければというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 分かりました。2人に1人ががんとなると言われております。約3人に1人は20代から60代で罹患をし、医療の進歩によってがんの5年生存率も上昇してまいりました。仕事をしながら通院されている方も、県としては約4万人になるというふうにも言われております。治療による外見変化に悩むがん患者の方々に活用され、社会復帰の支援や治療中の生活の質の向上が図れることを願いまして、次の質問に行きます。

それでは、2点目、不妊・不育に悩む夫婦の健やかな妊娠、出産のための支援について。

兵庫県では、既に高額な不妊治療の経済的な負担軽減を図るために保険適用外の特定不妊治療費に対する助成や、不育症の治療支援についても助成を実施し、太子町においても県と支援事業を推進しておられます。特定不妊治療による分娩や不育症の妊娠成功は健やかな妊娠・出産のみならず、少子化対策にも大きな意義があるとされております。県では、早期に夫婦で受診、検査を行うことにより不妊の原因を発見し、効果的な治療につなげるため、不妊治療の入り口となる検査費用について助成する「不妊治療ペア検査助成事業」を新年度から実施することになりました。この事業については町でも取り組まれるのかどうか、それと併せて特定不妊治療費の助成の実績と不育症の治療支援の実績もお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まず、過去3年間の助成実績を申し上げます。特定不妊治療費の助成実績でございますが、平成29年度におきましては46件、助成額は369万

4,440円、平成30年度は43件、助成額は308万310円でした。令和元年度でございますけれども、件数は30件、231万3,105円でした。続いて、不育症の治療支援につきましては、平成29年度、平成30年度ともございませんでした。令和元年度につきましては1件、7,500円の助成を行っておる実績でございます。

そして、お尋ねの兵庫県が新年度から助成を始めます「不妊治療ペア検査助成事業」でございますけれども、保険適用外の不妊治療に係ります検査費用につきまして、夫婦そろって受診された方に保険適用と同様に本人負担が3割となるよう助成するものであると聞いております。太子町におきましても、この県の事業同様に取り組んでいきたい、事業を実施したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回の「不妊治療ペア検査助成事業」、これも不妊治療の取っかかりとなります。これについても、太子町も県と随伴をしてやっていただけるということでほっといたしました。なかなか国や県が助成してもしないということも往々に太子町はございますので、このたびは公明党もすごい頑張りまして、たくさんの事業の実施を進めてきたわけでございます。そんな中で、太子町もこの不妊・不育に悩む方々の支援についてまた協力していただけるということで安心をいたしました。

それと、特定不妊治療費の助成、それから不育症の治療支援についても、令和2年度の国の第3次補正予算の中で拡充がされております。これについて、内容等を今ここで話ができるようであればお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか、どのような点が拡充されたのかについて伺いをいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 国の事業拡充につきましては、出産を希望される世帯を広く支援したいということで不妊治療についての保険適用そのものを検討されて、保険適用までの間については現行の助成措置を大幅に拡充すると聞いております。その拡充を図るために、国の第3次補正予算により実施をされると聞いております。給付の内容については1回30万円、男性の不妊治療を行った場合は30万円、これは令和3年1月1日以降に終了した治療を対象というような形で拡充のほうとされると聞いております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 私も制度的には全部は調べていないのですけれども、今回特定不妊治療費の助成についても不育症の治療支援についても対象者が法律上の婚姻をしていることというのが条件でしたけれども、今回からは事実婚をしている夫婦という場合にも解釈が拡大されたということもお聞きしました。それと、所得制限730万円でしたか、それも撤廃をするということが決まったと聞いております。それ以外のことは細々したこととありますので、またしっかりとホームページ、また病院とも関係機関の連携を取っていただきまして、対象者が速やかにこの制度に乗られるものであれば使っていただきたいなと思っております。不妊治療はもうかなりの高額な金額がかかるそうです。身体的にもかなりの負担で精神的にも本当に大変なことだと聞いておりますので、そこにこういうふうな助成がされるということは本当に喜ばしいことだなと思っております。

最後になりますが、公明党は20年以上にわたり、不妊治療の保険適用を目指して支援拡大に取り組んでまいりました。現在、不妊治療を受ける夫婦は5.5組に1組と言われております。体外

受精等の特定不妊治療では1年間に約5.7万人、これを1クラスにしますとクラスの中に二、三人はその治療を受けた子供たちがいるというふうな割合になってまいりました。治療を受ける方々は重い経済的な負担、治療と仕事との両立など、様々な苦悩や精神的な不安や焦りなど、悩みながら治療を受けているというのが実態でございます。不妊治療の開始から16年がたちまして、その間、不妊治療の対象者は延べ8万1,630組で2万人の出生につながっているということです。また、不育治療支援については、延べ138人に助成し、100人を超える出生があり、国、県の支援の効果があったことを確認しております。このたび不育症の治療支援は令和元年度で一人ということでございましたけれども、なかなか制度的なことを知らないという方がまだまだいらっしゃると思います。医療の関係ではそういうこともペーパーで知らせているかもしれませんが、そういう不育症に対しても助成金が出るんだというふうな広報もまたしっかりしていただきたいと思います。不妊・不育で悩んでおられる夫婦が健やかな妊娠、出産を迎えられるよう、支援の拡充をまた今後さらにしていただきたいと申し上げまして、最後の質問に行きます。

それでは、3番、地球温暖化防止策「気候非常事態宣言」をしよう。

近年、温暖化の影響と見られる記録的な猛暑、寒波、豪雨、大洪水など、自然災害が相次いでおります。それに伴い、感染症の増加、農作物、生態系の変化などに見られるように地球環境が悪化しております。気候非常事態宣言とは、気候変動がもたらす深刻な影響を危ぶみ、総力を挙げて対策を進める決意を表明するものでございます。2016年12月にオーストラリアの地方都市で宣言されて以降、現在では1,400の国や自治体に拡大しております。日本では2019年9月に長崎県壱岐市が初めて宣言し、2019年12月、台風19号で被災した長野県も都道府県第1号として気候非常事態宣言とゼロカーボン宣言を同時に行ったのを皮切りに、ほかの自治体にもますます広がっております。

(1)太子町での地球温暖化防止策をお伺いします。

(2)気候非常事態宣言をすることで町民に呼びかけ、危機感を共有し、行動につなぐことができると思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私から3の(1)、(2)とも御答弁を申し上げます。

当町におきましては、御承知のとおり、第6次太子町総合計画におきましてもSDGsの考えを踏まえまして、温室効果ガスの排出を2050年に実質ゼロと、国の方針もございすけれども、脱炭素、低炭素によります環境に負荷をかけない持続可能な社会を構築していくために公共施設の地球温暖化防止実行計画がございすけれども、これに基づきまして公共施設におきまして太陽光発電設備の設置、また一般廃棄物処理基本計画がございすけれども、これに基づきまして資源ごみの集団回収の推進、あるいは最近では食品ロスを削減することを目的といたしましたフードドライブ事業などを展開いたしまして、様々な分野で温室効果ガス削減につながる施策を実施しているところでございす。また、播磨圏域連携中枢都市圏の8市8町によりますスケールメリットを生かしまして、広域事業といたしまして緑のカーテン栽培講習会による省エネ対策の促進や姫路環境フェスティバルに共同出展をいたしまして、パネル展示や自転車発電など、ごみの減量化、リサイクル、環境保全等につきまして住民の環境問題への関心と認識を高めさせていただいているところでございす。今後も住民、事業者、行政がそれぞれ担うべき役割、責任を明確にしまして、各主体が連携、協働できる地球温暖化防止施策を推進していきたいと考えているところでございす。

(2)でございすけれども、地球温暖化防止の啓発におきまして、太子町単体、単独の自治体で活動を行う以上に国や兵庫県、近隣市町等の動向を注視しながら足並みをそろえて行うことが

効果的なことになると考えてるところでございます。気候非常事態宣言につきましては、他の啓発活動と同様に兵庫県や近隣市町の状況を鑑みまして、その実施の要否を今後とも研究、検討してまいりたいと考えております。

なお、議員御紹介のとおり、全国で今様々ございますけれど、県内におきましては昨年3月23日、明石市で宣言がなされたところでございます。また、2週間ほど前のデータでございますけれども、4都県53市区町村で宣言しているところは承知しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 お答えをいただきました。

太子町での地球温暖化防止策、メジャーなところで日頃から意識をしながら、町民みんながしていることだと思っております。それで、この質問をするときに調べてみたのですけれども、平成25年から平成29年度の太子町公共施設地球温暖化防止実行計画というのが策定されておりました。これはホームページにも載っておりました。この計画を基に町の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減を図ってこられているわけですが、最新の実行計画を探すことはできませんでしたが、29年度まではありました。それ以降の分については、どのようになっているのですか、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 現時点では議員おっしゃるとおり、29年度分までしか作成をしております。今回の総合計画もそうなのですが、作成時期では低炭素の話があったのですが、皆さん御承知のとおり昨年10月、菅首相も2050年カーボンニュートラル宣言ということで、低炭素から脱炭素のほうへかじ取りというか、切替えが行われているようなところでございます。また、小泉環境大臣も昨年6月12日とかで低炭素よりも脱炭素というようなかじ取りが今取られていることもございますので、今後そのあたりも踏まえまして2050年に向けて、それを平成29年度で今計画しているところにつきましては、またそこからどのような形でそれを延長するのか、それともまたブラッシュアップして発展的に次に変えていくのかというのは、また調査研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それで何で作ってないのかというのが分かりました。国もゼロカーボンシティ、また再エネ強化ということでかじ取りをされております。中身としてはそんなに温暖化防止対策としては変わらないということですが、今後また国からの指示とかがあって、そういうのが策定されましたら、またしっかりと見させていただきたいと思えます。

先ほど答弁がありましたけれども、世界気象機構というところが温室効果ガスの影響で世界の平均気温が過去5年間で観測史上最も暑くなったということです。地球温暖化の兆候、影響が加速していると発表をいたしました。海の氷が解けることで海面上昇など、深刻な状況でございます。現に昨年1月から10月の平均気温が既に1.2度上昇をしていたとのこと、気象災害は私たちの身の回りに迫ってきている状況でございます。2020年11月には、衆参全党一致でこの気候非常事態宣言を決議され、兵庫県、神戸市、明石市も昨年、そして2021年の直近、2月には西宮市、姫路市、加西市、豊岡市がこの議会が始まる中で気候非常事態宣言をされました。太子町民に向け、やっぱり町として気候非常事態宣言をすることで町民の取り組みをさらに促すことができると考えます。副町長は今後周りの動向を見ると言われましたけれども、これはそれぞれの自治体で考えながら、一人ひとりが何ができるのかなということを示し、行動に移してもらう、そういうことがやっぱり必要だと思うのです。もう周りの状況、動向を見るというよりも、太子町もこ

の気候変動、今はもう気候危機と言われております、強い危機感が私たちの中にもあります。災害は忘れた頃にやってくると言われていたものが、今は本当に怖いぐらい次から次と起こっております。私たち、この太子町に住んで、国、自治体、企業などが温暖化対策の重要性の認識を一段と深めて共有することで住民レベルの対応も加速ができていくと思います。再度お伺いいたしますが、周りを見るというふうな、この内容の質問ではないかと思います。それぞれ一人ひとりの行動を変えるために太子町が自信を持って気候非常事態宣言をしませんか、再度お伺いします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 先ほど議員がおっしゃられた、国においては昨年11月19日に衆議院で、同20日に参議院で決議案が全党一致、全会一致でされております。昨年2月ぐらいでしたか、超党派の議員連盟が出されて、大局的な見解になって合意形成により国においても宣言されているのは承知しているところでございます。なお、宣言内容なのですけれども、先ほど御紹介がありましたのは県も神戸市も、今は姫路市もいろいろございます。ですから、議員が今お一人お一人ということでございまして、そこの中身でございすけれども、宣言内容としてまず現状認識をどういうふうに持っていくのかというところでIPCCですか、その報告書の言及とかパリ協定への言及、またSDGsの関係とか環境、気候への影響はどう思うのかと。宣言内容にしても各市町、それぞれいろんな宣言をされております。市民との啓発の協働を書いていくのか、それとも自然環境への保全とか、再エネとか省エネに対しての推進なのか。当町の総合計画でしたら3Rということです。今申し上げますけれども、そういうようなReduce、Reuse、Recycleに加えまして、今現状ではプラスアルファしてそういう減らすというような、断るというのはRefuseということで、プラスRで4Rというような推進、議員も一般質問をしていただきましたけれども、エシカル消費とか、その辺のことも踏まえまして、本当に国、自治体との連携とか、どこまでをどういうふうにその宣言内容で、この太子町において書きぶっていくのかということもやっぱり考えていく必要があるのかと思っております。ですから、先ほども備えあれば憂いなしじゃないですけれども、そういうような気象変動の起きたところがございすので、そういうところはきちっと考えて推進してまいりたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 宣言はしないけれども、取り組みはやっていくということがよく分かります。やっぱり目標を決めて宣言をすることで、さらに性根を入れて進むということも多々ございますので、その点はもう少し考えていただいて、そういう太子町としての取り組み方針が決まりましたならば、この地球の気候非常事態宣言をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

最後になりますけれども、2019年9月23日、国連気象行動サミットでグレタさんが発信をしたメッセージに共感し、温暖化から地球を救おうという若者たちの訴えが今世界中を回っております。最後にこのグレタさんのメッセージを、抜粋ですが、紹介して終わりたいと思います。

当時16歳のグレタさんでございます。「私はここに立っているべきではない。私は海の反対側で学校に戻るべきだ。それなのにあなたたちは、私たち若者のところに希望を求めてやってくる。あなたたちは空っぽな言葉で私の夢と子供時代を奪い去った。私たちは絶望しかかっているのに、話すことと言えばお金のことと永遠の経済成長というおとぎ話だけ。あなたたちは私たちの声を聞き、緊急性を理解したと思う。もし、本当に状況を理解し、それでも出し続けているなら、あなたたちは悪だ。10年間で温室効果ガスの排出量を半減するという考え方では、気温上昇

1.5度に抑えられる可能性は50%しかない。確率を67%にするためには、2018年1月1日現在で世界に残されたCO₂排出許容量は4,200億トンだ。現状の排出レベルでは、残された排出許容量は8年半を待たずに消えうせてしまう。私たちはあなたたちの裏切り行動に気づき始めている。あなたたちが私を失望させる選択をすれば、私たちは決して許さない。世界は目を覚ましつつある、変化が訪れようとしている、あなたたちが好むと好まざるとにかかわらず」と抜粋ですが、メッセージが話されたことは記憶に新しいことでございます。今、ゼロカーボンシティ、2050年に向けた二酸化炭素排出ゼロ、またパリ協定での目標、もうちまたにいろいろな言葉が飛び交っておりますが、なかなか分かりづらい。やっぱり分かりやすい日本語で分かりやすい言葉で町民に理解していただくことが一番大事であります。小さな子供から大人まで、しっかりとこの地球環境問題に取り組んでいくためには分かりやすい言葉で発信していき、理解をしていただき、行動に移すことが大事だと思います。そのためにも気候非常事態宣言をこの太子町においてもしていただきたいと申し上げまして、私からの一般質問を終了させていただきます。

○議長（藤澤元之介） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時44分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

次、長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 議員番号5番長谷川正信、通告に従いまして一般質問をします。

1、コロナ禍におけるトップの職責について。

令和3年1月27日の全員協議会で当局より、町長が昨年12月23日、揖龍保健衛生施設事務組合議会を欠席してから現在に至るまでの経緯説明があった。その中で、公文書を病院まで持って行って決裁を受けていたことについては、紛失や情報漏えい等がないように安全面に十分配慮した上で行うことを条件に、総務部長が太子町職員服務規程第9条第3項に基づいて許可したとの報告を受けた。そこで、時系列での文書の提出を要望したところ、2月2日に当局から回答があったが、その内容について下記のとおり質問する。

(1)昨年12月23日、揖龍保健衛生施設事務組合議会を欠席したと聞いているが、議会当日、またその前後の町長の状態と状況はどうであったのか。

(2)令和3年1月18日の町長職務代理を決定した経緯を説明していただきたい。また、職務代理を立てたこと、また廃止したことによる経費、事務作業量はどれくらいだったのか。

(3)町長が令和3年2月10日に復帰して、職員に訓示されたと聞いております。どのようなことを感じて挨拶されたのですか。また、今回の経験を踏まえて、コロナ対策に向かってどのように生かしていく考えなのか、お伺いします。

最近、私はちょっと耳が遠くなりまして、高音域が聞こえてないのです。大変申し訳ございませんが、ゆっくりとはっきり答弁していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうから(1)番、昨年12月23日前後の町長の状態について答弁させていただきます。

まず、12月21日の12月定例議会最終日においては、町長は腰の痛みがあるということを言われていたことについては皆さん御存じだと思います。それでも議会に出席され、公務を行われたところです。また、12月23日の揖龍保健衛生施設事務組合議会当日についても、腰の痛みは引き続きあり、その影響で出た熱が37度1分ございましたが、当時の「新型コロナウイルス感染症につ

いての相談受診の目安」においては従来37度5分以上の発熱などの表記は削除されており、また体調的にも問題ないと判断し、現場へ出向きましたが、同組合事務局及び議会の判断によりやむなく欠席したものでございます。その後、直ちに病院を受診し、さらに紹介のありました姫路赤十字病院を12月25日に受診したところ、検査結果が1月5日に判明する予定であったことも踏まえ、同日副町長へ公務の代行を依頼するとともに、必要に応じて所属長等と電話などで打合せを行いながら職務に当たっていたところでございます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私のほうから(2)の御説明を答弁させていただきたいと思っております。

前段の職務代理を決定した経緯でございますけれども、全員協議会資料として令和3年2月2日に提出いたしましたとおり、先ほど総務部長も申し上げましたとおり、町長におかれましては昨年末から体調を崩されまして、年明けの1月5日に御入院されました。12日付で、2月21日までの40日間、安静加療の診断書を翌1月13日に町に提出をなされました。早速、その提出をもちまして、その日のうちに町長を除く庁議メンバー、私副町長、教育長、4人の部次長でございますけれども、臨時庁議を開催させていただきまして、これはシステム修正とかいろいろ事務的なスケジュールがございますので、それを確認するなどの協議を踏まえまして18日から職務代理が設置できるよう協議をさせていただきました。13日から17日までは代理決裁ということで取り扱うということとその臨時庁議で決めさせていただきました。1月14日には議会にその旨を御報告申し上げ、1月18日付で私副町長が町長職務代理者として設置させていただいたものでございます。

後段の御質問でございますけれども、経費事務作業でございますけれども、職務代理を立てたことによりますこと、また職務代理を解除することによりまして次のような業務を行っております。

県とか各市町、また関係機関、報道機関へ職務代理が誰々になります、職務代理を解きますということを郵便なり、またメールで情報提供する必要があるございます。これにつきましては、延べ時間といたしまして約6時間程度の時間がかかっております。各種システム、太子町長服部千秋という公印、押印、電子印とかございますけれども、そのシステム改修、またそれを職務代理にする、また職務代理から元へ戻す、これにつきましては38時間、両方にかかっております。設置する場合、解除する場合を含めまして38時間にかかっております。各種書式の変更ということで、様式の変更も生じますので、これにつきましては関係各課ございますので、その延べ時間に関しましては85時間を要しているところでございます。また、経費につきましては、関係各課におきましての職務代理者のゴム印をつくっておりますので、これが1万4,000円かかっております。職務代理を設置また解除に係る、先ほど申し上げました関係機関への書面による郵送代ですけど、これが1万2,000円往復でかかっております、設置、解除、両方で合わせて1万2,000円かかっております。また、各課の請求書とか領収書、証明書、助成券とか検針票、水道の分でございますが、それも太子町長から職務代理者にした分、また職務代理者から町長に戻さなきゃいけないというのがございますので、これにつきましてはの変更に伴う印刷代が5万6,000円かかっております。

以上となっております、システム変更は職員自らが行っておりますので経費は発生していないところでございます。なお、人件費は先ほど申し上げたお金のところに入っておりませんけれども、今予算で上がっております1人当たりの給料、これは時間内でやってる部分もございまして、時間外もございまして、1人当たりのアベレージで時給というか、2,000円ぐらいで考

えますと、今申し上げましたそれぞれの時間、130時間ぐらいございますので26万円程度の人件費相当はかかっているのではないかと推測しているところでございます。

以上でございますので、議員各位におかれましてはよろしく御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 3番についてお答えします。

復帰の御挨拶としまして、病気療養中の間に御迷惑をおかけしたことのおわび、また町政を運営していただいたことへの感謝の思いを抱きながら職員に挨拶をさせていただきました。私が不在の間、副町長、教育長をはじめ、町職員の力でコロナ対策をはじめ、町政を進めていただいたと感謝しています。私自身が職員一人ひとりを信頼して任せるとともに、お互いが助け合い、チームとして仕事を成し遂げることが大切であると改めて感じました。特に、コロナ対策では今後実施していくワクチン接種など、全庁横断的な取り組みが必要です。太子町役場がチームとして一丸となり、町民の皆様の期待と信頼に応えられるよう全力を尽くしてまいります。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 最初に、私は(1)、(2)、(3)と通告したのですけれど、一連の流れのために(1)、(2)、(3)と質問が重複しますけれど、その辺のところはよろしくお願いいたします。

最初の説明で、この組合議会が始まる前の町長の体温というのが37.1度あったということをお聞きしました。この時期、町長は職員に対して検温の実施を強く毎日のように指導されたと聞いております。私もトップがそういうふうな姿勢を示す、大変いいことだと思います。しかしながら、いつもは毎日のように職員に対して言われている町長が、今の説明では37.1度の熱があったと、それで腰に痛みがあったと。このときになぜ行政側がそれを、熱があり腰に痛みがあるのにあえて組合議会に出席させたのか、その辺が私はちょっと疑問に思うのです。無理させることはなかったん違うかなと思ひまして、その辺はどうですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 行政側が無理させたということではございません。私はその日も体温計を持って何回も測っておりましたので、私のほうが組合議会にぜひ行かせていただきたいと思います。ただ、そのときも痛かったのは事実ですけれども、職務を遂行したいと思って行きました。ただ、その温度がそういう状態だったので、組合議会のルールはたつの市のルールで動いてますので、その下の控室でも私はこのぐらい熱があるんだけど、今37度と言いましたが、僕が測ったのは多分自分の体温計は37.2度だと思うのですけれど、入り口のところで測っていただきました。それで入っていいのかどうか、たつの市のルールはどうですかということを控室のところで聞きましたが、はっきり答えがなく、なので事務局が来られたときにそういうことを申しましたら2階に上がられて議長と相談されて、37度を超えているから控えてもらえませんかということを言われましたので私は帰らせていただきました。決して太子町行政が無理させてとか、そういうことでなくて、私が職務を遂行しようと思って行かせていただきました。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 今の説明ですと、組合議会に行ったときにも検温がなかったのですね。なぜその組合議会でも2回検温されたのですか、今の話を聞いてますと。組合議会の1回目の検温は何度だったのですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私は自分が体温を測っていて、そこそこ温度がありましたが、入り口のところで検温するのを事務局が探そうとされて、1回目は非常に驚くほど低い温度でした。それ

で、私はそんなことないでしょうと言ってもう一回測ってもらいました。その温度は覚えていません。あまりというか、低かったのです。私は自分でもう体温を測っていましたので、そのときも自分の持っていた体温計で。そして、もう一度測り直していただいたら、その機械で37.1度だったと思うのです。僕が測ったのは37度2分、自分の体温計ではありましたが記憶しています。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 その辺は分かりました。

実際、総務部長の今の答弁では、この時期、国のガイドラインが37度、その辺のところはまだ明確にされてないというような形で聞いたのですが、この時期の国と県のガイドラインというのはどうだったのですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） そのときの基準としましては、息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状、また基礎疾患のある方、透析を受けている人等で発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある場合、また上記以外としましても発熱やせきなど、比較的軽い風邪症状が続く場合等が基準として上がっております。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 今の答弁は間違いはないですか、間違いはないですね。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 間違いありません。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 実は町長が議会で調子が悪くなられる前の令和2年11月27日に、これは総務課長から各部長、課長、学校園、それから体育館、図書館、各公民館並びに町長、副町長、教育長宛てに再々通知としまして、新型コロナウイルス感染防止拡大において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇等の取扱いについてというメールが発信されています。その中に附則として5つのことが書かれてます。今さっき言った通知文書から2番目に、感染リスクが高まる「5つの場面」、③として令和2年11月、冬のコロナ対策、④として相談・受診の目安、⑤として特別休暇願出書というのが出ています。私、ここに国と県のガイドライン、新型コロナウイルス感染症についての相談、受診の目安というのがあります。この中のまず第1項、相談・受診の前に心がけていただきたいこと、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。町長は各職員に毎朝検温しなさいよと、全くこのとおりですね。基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談してください。もうきちっとこのような形で目安で出ますよ。医療機関にかかるときのお願い、複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください、医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いやせきエチケット（くしゃみ等をする際にはマスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻を押さえる）の徹底をお願いしますというのが出てます。このガイドラインにのって、この12月議会のときに太子町議会新型コロナウイルス感染症予防対応マニュアルというのが提出されています。ここにも明記されてありますとおりに、ここは37.5度以上ある場合は自宅療養してくださいと、ほんでこの下に37.5度に満たない場合は平熱を聞き取った上で発熱、せき、全身等の身体障害が見られるときは自宅静養してくださいと。それで、新型コロナ疑いや不安のある場合は医療機関、まずはかかりつけ等の身近な医療機関に電話で相談すると、きちっとこれ書いてますやん。これをやろうとしてますやん。この当時の国のガイドライン

等、いろんな情報が入って大体皆さん分かってますでしょう。なぜこの時期に、このコロナウイルス感染予防対応マニュアル等は町として作成されてなかったのですか、どんなのですか。何もされてないから対応ができなかったのですか。国、県のガイドラインを見てれば、ある程度、37.1度、すごいな、また腰に痛みがあるというので判断できなかったのですかね。私は、それがちょっとクエスチョンなのです、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 役場内の職員の感染対策マニュアルというものは、その当時はできておりませんでした。職員にはその都度こういう場合には自宅で療養するよというようにことは所属長のほうからも指導をさせていただいて、その対策については周知をしていたところでございます。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 職員に周知ができてるのに、トップには周知できてないのですか。全く危機管理というのが、私はちょっと薄いような気がするのですけれど、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩をします。

（休憩 午前11時08分）

（再開 午前11時09分）

○議長（藤澤元之介） じゃあ、再開をします。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） 役場内の危機管理については、一人ひとりが意識を持って対応させていただくというところでございます。町長も37.1度ということで、体のだるさというよりは腰の痛みがございましたが、自分なりに目安としては大丈夫であるというような判断をされたところでございます。そういう中で医者さんにも相談をされた上で出席をされたというところであると考えております。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 分かりました。

では、その組合議会から帰られて、後はどのようにされてましたですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 町長は議会をそのまま帰られて、病院を受診されております。その病院で姫路赤十字病院を紹介されまして、12月25日に受診をされたというところでございます。それ以降は自宅で療養されていたという状況であります。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私が今聞いているのは、組合議会でそういう形で帰ってこられてすぐこの医療機関に行かれたわけですね。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 正確に言いますと、私はその後、議場には御遠慮いただきたいということでしたので太子町役場に帰りまして、私は37度5分を超えた場合にはうちの町でも遠慮する方向でしたので、37度5分に達していませんでしたので町長室にいました、これが正確な情報です。そして、その日の夕方、私は再度病院に行きました。夕方かな、正確な時間はあれですけど、その後に行きました。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 そのように判断されてしんだと思いますが、普通、私でしたら、もうそういった状況になりますとすぐ医療機関に行きますね。もし、調子が悪ければ、公用車で送ってと

か、タクシーを呼んででも行くように心がけますが、これはその状況、人によって全く違いますので分かりました。

続きまして、12月25日のことでお聞きします。

この提出資料によりましては、12月25日、これは23日に帰られてから3日後、町長から副町長に電話があったと。1月5日の検査結果により治療方針が決定します。それまでの間、職務代理を依頼されたのですね。この時点で日赤で診察を受けて、検査を受けたということで間違いありませんね。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） この間に受けたのではなくて、その25日に日赤に行きました。それはその前に受診した病院から日赤を紹介されて、この日にということで行きました。そして、日赤では私も仕事を続けようと思ったのですけれど、そのときも入院する気はなかったのですけれども、検査にかなり時間がかかるもので、体を立てていなければならぬ時間がかかりございました。それで最後にはもう立っていられなくなったもので、ちょっと寝かせてもらえませんかということで寝かせていただいて、その後、入院する運びになりましたが、その検査といいますのは12月25日には日赤においては骨と骨の間にどういう菌が入ってるか、その菌は抽出というか、取れるかどうか分からないけれど、とにかく背中から入れて取られたのですけれど、それが取れたら培養してみて、どういう菌かを特定するというところでございました。取りあえずということもはっきり言い切っておっしゃらなかったのですけれども、その結果が出るのが1月5日になるということなので、1月5日に再度日赤に行きました。その間受診されてたというのは、その間というのは25日と5日の間をおっしゃってるのでしたら、その間は家で休んでいました、年末年始の休みを使ってです。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私はここで不思議と思うのには、この1月25日に公務の代行を町長から副町長に依頼されてますよね。日赤で診察と検査を受けていけば、私は常識で考えたら、この日に診断書の提出があるのと違うかなと考えます。実際は年が明けて1月13日、ここで診断書を出して、この時期から職務代理として動いていけば、もう少し早くスムーズにできたのと違うかなと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私が復帰しまして常任委員会で御挨拶したときも、ほかの方も職務代理をもっと早く置くべきだったということを言われてるのですが、今長谷川正信議員もこの時期で置くべきだったのじゃないと言われるのですけれど、私の立場からいいますと、まず体がどういう状態なのかというのが私自身もはっきり言って分からない。周りから見ると、後になって振り返れば、そのときかなりひどい状況だったということは、実際に12月25日のときにもお医者さんのほうが入院したっちはという趣旨のことは言われました。ただ、私は仕事をしたいと思っていたので、できる限り仕事を遂行したいと思っていたので、いや、もう入院したくないのですということは申し上げました。その菌のことを調べないと、どういう菌かも分からないし、その菌に対する治療をお医者さんとしては考えておられると思いましたので、後から振り返って何月何日には職務代理を置けたであろうと言われても、私自身の認識では職務代理というのは、じゃあ、はい、こうなったらこうという、すぐに必ずしも、当時他市町で、私もネットで見ただけで、その前後か、そのときかその後か忘れちゃったけれど、1週間ぐらい置いたら置かないというところもネットで見ましたけれども、実際後から言うのは簡単なのですが、そのとき自分の体がどうなっているか、自分自身でもはっきり分かりません。そして、お医者様もこうだよと

か、すぐにこうしたほうが良いということをはっきりおっしゃるわけではございません。そういう中で、実際に入院を1月5日以降にして、その後すぐにもお医者様が、長くなって恐縮ですけど、おっしゃったわけではなく、治療を進めてみて様子を見ていかないと炎症がどのように下がっていったのかとか、様子を見ながらでないとお医者様も言えないと思いますし、私自身もお医者様にも聞きましたけれども、実際じゃあ自分が一体どういう状態なのかともすぐにも理解できないし、そういう中ですので。お気持ちは理解できにくいのです、すぐに置けというのはそういう理論もなくはないと思いますけれど、現実問題としましてそういう状況ですぐに置けとか、置くにも日数もかかるし、そういうことは現実的にはするのが非常に難しいと思います。私としては精いっぱい職務を少しでも、成人式のときでも本当は病院から抜け出しても行きたいぐらいの思いでおった状況です。ただ、出てしまうとまたPCRを受けて入院せないけんとか、病院に入るときにあれですから、そういうことだったという私の気持ちも理解していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私は誰も置けとは言っていないのです。そのようにこの時期からスムーズに動いていれば、もっと行政がうまく問題もなくできたのじゃないかという、なぜこれが言えるかといいますと、時系列でこういうふうに並べていってやっとなんか検証ができるわけです。私は3番目に言おうかと思ったのですが、検証が一番大事です。なぜこれを聞いたかということ、12月28日の町長の状況について当局から説明がありました。この説明は、腰を痛めており、その影響により熱が出ました、PCR検査は陰性ですと、治療により痛みは回復に向かっていますが、腰のことであり今現在は立ち座りが困難ですと書いてあるのです。これは本当に大変やなと私は思います。この時期はまだ自宅で静養されとった時期やね。このときも本当に立ち座りが困難、大変やと思います。だから、私は早めに動いて、もう25日の時点で、この時点で町長自身が副町長に公務の代行を依頼されてるわけです、自分はしんどいということを理解されて言われてるのでしょう。だから、この事態から動いていればよかったのと違うのですかということでも聞いていただければ、ここからここですなさいということではありません。ここで動いてたほうがよかったのじゃないのですかということなのです。その辺は誤解のないようにお願いいたします。もう時間が少なくなってきておりますし、次に移らせていただきます。

今の中にもありました職務代理について、副町長から説明をいただきまして大体その経緯というのは分かります。この職務代理とは、これは地方自治法第152条に基づき、普通地方公共団体の長に事故があるとき、または長が欠けたときには、副知事、副市長等が職務の代理をすること、この規定において事故があるときとは、長が長期または僻地への旅行、病気、その他の理由により、その職務を自ら行えない場合をいいますと明記されています。今回の判断で事故あるときと認めると書いてありますが、事実の基準は、この太子町は幾ら法令を探してもこの基準は書いてないです。各市町村で調べましたら、大体その状況も違うのですが2週間、14日以上とかという明記はあります。この判断された基準というのはどうだったのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町として、今回臨時庁議の中で職務代理を置くということを決定させていただきましたけれども、本来2週間であれば絶対に職務代理を設置しなければいけないということではなく、携帯電話やメール等も普及している現代においては、ある程度自治体の裁量の中で判断できるということになっております。このたび、新型コロナウイルスの関係で町長が入院されている姫路赤十字病院が面会ができないという状況もございましたので、今回40日という診断書の結果を基に臨時庁議で決定させていただいたところでございます。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 今、総務部長のほうで連絡は携帯、メール等でも取れるということでありましたが、地方自治法によりますと、トップが亡くなったり行方不明になったりした場合、決裁は取れませんね、副町長がされますね、太子町においてです。ただし、今回みたいに町長が病院に入院されてるといった場合の職務代理の決裁というのはどうなのでしょう。簡単にもうちょっと分かりやすく説明しますと、入院でもいろんな入院の仕方があります。手術中で面会謝絶とか、ＩＣＵに入ってるとか。今回は、町長が入院でも今部長が言われましたとおり、携帯電話とメール等々でやってたというのですけれど、そういった場合の職務代理を立てる決裁ルート、それから職務代理以外の決裁ルートというのはどうなのでしょう。町長は実際病院に入院されているわけです。前者はもう行方不明やからいらっしゃらないから決裁は副町長がやると皆は分かりますけれど、今回は町長が入院された場合、この場合の決裁ルートはどうなのでしょう。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 先ほども御答弁を若干させていただきましたけれども、診断書をもちまして18日から職務代理を設置するというので、その告示も当然しておりますけれども、13日からは代理決裁の規定を用いております。ですから、文書管理規程上、代理決裁できますので、全て町長の代わりに私が代理の決裁をした上で、代理決裁上は代理決裁したものをきちっと何々をしたかということは町長に報告はしなきゃいけないのですけれど、13日、14日、15日、16日、17日、それぞれの決裁について代理決裁しましたという報告は町長にしておりますけれど、その代理決裁の権限を持ちまして、私が私を職務代理として告示をしております。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 その辺のところはもう理解いたしました。

今言われましたとおりに入院中でも携帯電話とかメールで連絡を取っていたというような形で総務部長から先ほど答弁がありましたし、町長の訓示の中で、毎日のように部課長と連絡を取っていたということなので、連絡が取れるのであれば、本来職務代理をわざわざ立てる必要はなかったのと違うかな。ほんで、入院中に毎日のように部課長と連絡を取っていたということですが、どのような手法で連絡を取っておられたのかなと思います。病院内は入院中でも携帯電話の制限はあろうかと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、私自身が体を起こして、例えば成人式とか何々の行事とか、あるいは外部との何々締結で行事とかに出られない、公的なことに出られない状況がございましたので職務代理をしていただかないと、何で町長はそこにいないかということになるのでしていただいています。

それから、個室におりましたので携帯で電話をしていいですかということは看護師にも聞きましたし、電話で連絡を取っておりました。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 もう一度確認します。職務代理を立てられたのが1月18日から2月21日まで、これにつきましては、1月15日付で町長の職務代理についてという通知で記載されています。太子町長職務代理者、太子町副町長名倉嗣朗、これにつきましても記者発表され、新聞にも掲載されてます。そのびっくりしたような目で私を見んとってください。それで、今副町長の話では、13日に、もう代理決裁ができるようになった。ということは、13日以降、決裁が副町長、18日以降の職務の代理を副町長、それにもかかわらず入院中毎日のように部課長と連絡を取っていた。これは普通職務代理を受けた副町長にまず連絡を取って、そこから各部長、課長に落とし

ていくというのが、これ組織では当たり前じゃないかとは思うのですが、その辺がなぜ副町長を通せんと部課長のほうに連絡を取っていたのですか。その辺が私はちょっと、大分クエスションなのなのですが、この頭の中が。この頭の中が分かるように説明していただけますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 向こうからというか、部下から来る場合もAという内容について町長にということで、その返事をしなければならなかったことがございました。そうすると、それはその課の課長に電話をいたしました。私が思ったのは、職務代理を置いても、どうしても相談を私のほうにされることもありますし、また私自身に病院の中でも相談をされてきたこともあって、これは職員ではありませんが、例えばそういう内容をお伝えしたりとか、職員に伝えたりとか、そういうこともございましたので、いろんなたくさんことがあります。これは復帰した後も、その前もですけども、全部全部を私がいろんなことがたくさんございますので、それを副町長に言っているわけじゃないし、全部が全部副町長から私に報告があるわけではありません。それぞれの内容に応じて、直接担当部署の人が私に説明したほうが内容も詳しいこととかもありますので、この病気であった期間だけでなく担当部署と話をしていることはいろいろとございます。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私の頭が今ちょっとこうなってるので整理します。職務代理を立てた1月18日から町長が復帰されるまでの間、部課長との連絡は取ってたのですね。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 必要に応じて取っていました。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 今認められましたけれど、これはトップとして、組織として絶対あってはいけんことでしょう。

（「そのとおり」の声あり）

何のために職務代理を立てたのですか。何のために職務代理を立てて新聞でも報道して、私はこういう状態やから全てお任せします……副町長は立場ありませんよ。私がもしその立場だったら、まるっきり信用をなくしちゃいますよ。

（「そうだ」の声あり）

そういうことを実際にやっていると、太子町職員は見てますよ。何のための職務代理を立てたのですか。意味ありませんやんか。そないしてできるのであれば、わざわざ職務代理なんか立てることありませんやん。副町長は立場上、多分言えないと思います。私が代弁して言っときます、侮辱しとんかいというぐらい怒ってらっしゃいますよ。私やったら、もうはつきりこういう口やから言っちゃいますけれどね。多分賢い方です、言われないと思います。その辺をどのように町長の職責として思われます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 私が職務代理を受けたということでございますけれども、恐らくですけども、毎日のようにというようなことで今やり取りとおっしゃられてますが、当初はやはり町長もなかなか点滴の時間が非常に長かったと私は聞いております。ですから、ほとんど朝3時間、また昼からも3時間とか、そういうことの形のときには多分そういうような部課長とのやり取りはなかったのかなと思ってますし、そういう観点からすれば、後半はある程度、当初は21日ということでございましたけれども、早く復帰をしていただいているということでお体も回復されたということで、そのあたりからメールのやり取りとかはありますし、当然町長は私に幾ら職務代理としてもそのほか人事案件等々、そういう部分については町長の専権事項の部分の職務で

もございますので、それは私には委任はされていないわけでございますので、そういう点で関係課と町長がやり取りしていると認識しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私の頭もこうなってます、ちょっと整理ができないのですけれど。当局とすれば、手続上、職務代理を立てること等、適正に行われているとは思いますが。でも、職務代理者が本当に必要という状況だったのかということを考えれば、経費負担はもとより、私は余計な事務量の増大を招く職員の疲労、それからまたそういう町長のそういった行動等は住民サービスに影響を与えかねないことだと感じているのですが、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 先ほど来、議員がおっしゃられるように、最終的にはまたこれを検証しなきゃいけないとは思っております。ですから、正直私も県におりましたときに、海外へ行くだけで職務代理という時代も昔はございました。ただ、そうなりますと非常に事務も煩雑というか、先ほども申し上げたように作業量もありますし、経費も若干かかってきます。そういうことも認識した上で、できる限りでしたら職務代理は置かない方向で私も当初は考えていたところでございますけれども、先ほど申し上げたようになかなかこのコロナ禍の中で直接いろいろやり取りができない中で、臨時庁議の中で苦渋の決断をさせていただいたところでございます。ですから、振り返れば、最終的には40日間にも達してませんでしたし、早めに復帰されたというところもございますし、1日における点滴時間もさほどかからなくなってきたというところでいろいろやり取りもできてきたというところで、振り返って考えてみますと、最終的には置かなくてもよかったのかもしれませんが、当時の判断で私を置いて事業推進をさせていただいてありがたかったと思っておりますし、場合によっては、こういう場合は今後どうしていくかというのをやはり今後考えていく必要があると思っているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 先ほどまでの答弁を聞いてますと、やはり最近介護保険料の徴収事務の誤り等々の問題が度々出てきております。町幹部の判断が現場の余裕をなくし、そういったものを誘発しているように思われてしょうがないのです。その辺の起因、可能性というのはどのように考えてらっしゃいますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 職員の負担につきましては、今回コロナの中でいろいろな事務事業等が増えております。そういう中で職員にもかなりの負担をかけてきたということはあると考えておりますが、その中で職員がお互いに助け合いながら仕事をきっちりとやっていただいているということについては職員に感謝しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 その辺のところをよろしくお願いします。職員あつての幹部ですよ。大事にしてあげてください。その辺を切にお願いして、次へ行きます。

最後、私はこれなぜ検証が必要か、何事に対しても検証せな未来はありませんよ。私は前職では救急車にも消防自動車の中隊長として出ましたけれど、必ず帰りましたら検証します。反省点を洗い出します。同じ失敗を二度繰り返さないためです。これはなぜかという、私たちは税金で給料をもらってますし、人命救助を一丸にしてやってたから、それを当たり前のようにやってきました。町長が入院されて49日間、7週間、1月5日まで入院されるまでの間が2週間、そして2月3日に自宅まで帰られるまでの間の4週間、そして復帰されるまでの間の1週間、計7週間、約50日間が太子町トップの不在であったと、これは本当に検証せなあかんと思います。こ

の49日間の体制について、町長は部課長ともに庁議のところで実際検証されましたか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） しておりません。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 頭かしげますわ。されないということは、この49日間のことが正しかったのやね。これがもう正解やったという考えでいらっしゃるのですね。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 状況において、致し方なかったと思います。後で振り返れば、いろいろですけれども、その都度判断を皆でしてやっていきましたので、精いっぱいさせていただいております。

（「いいかげんにせえよ、ほんまに」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 後で考えると言われてますけれど、町長は自分の訓示の中で、私はいいところを抜粋しました。これまでの人生で経験したことのない経験をさせていただきました、公務員として住民サービスをするということはどういうことなのか、改めて思い知らされたことになりました、これも立派な検証です。できる限り具体的な言葉を優しくということが大切だということも痛感しました、この後が一番大事です。報告、連絡、相談、これは俗に言う報・連・相です。正確にすることが大切であると分かりました、これも反省ですやん。2番目に、私は思ったのはお互いに助け合いながら仕事を進めていることを深くかみしめ、仕事を進めていきたいと強く感じた、最後に町長という立場、その職責について実感いたしました、すごいです、これ、すごいことを書いてます。これは検証によって出てきたことじゃないのですか。私はこれを不思議に思います。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 庁議のメンバーで出てきてから検証しましたかと言われましたので、会議の中で私が休ませていただいていたことについて、庁議の席ではお礼は申しましたが、このことについて検証はしていないということを先ほどお答えをしたわけです。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私はまだ理解できんです、もう頭の中がこうなってるので整理するのに時間がかかるのですけれど、これを訓示で言われてるわけです。ということは、これを改めようと思ったわけですね。そしたら、普通庁議の席に、入院中にこういうふうに思ったんや、皆これに対してどないしたらええというのが一番大事な庁議の席でのコミュニケーションと違うかなと思うのやけれど、それも全くなかったという解釈でよろしいですね。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 復帰したときに、まず庁議のメンバーにお礼の言葉を申しました。そして、その後、課長以上の方に、これ訓示と言われますけれど、私はお礼の御挨拶をさせていただこうと思ってしたのでありまして、その間に庁議の時間もそんなに長くしておりませんでしたので、庁議でまずお礼を庁議のメンバーに申し上げ、そしてその後行政棟3階のホールで課長たちにお礼を申し上げ、そしてその内容について職員にもメールでお礼を送らせていただいたということなので、その間にこの内容をどう思うとか、そういう相談は庁議のメンバーにしております。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私の質問の仕方が悪かったのかなと思って今反省してます。もう思ったとお

りの回答が返ってきません。もう情けない。

最後に町長、私はこれだけ聞きます。これから町長として、このコロナ禍の中、今一番大事なことは何だと思われますか、これからですよ、町長としてお願いします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 感染をできる限り防ぐ、発生したときにどう対応するかを考えて準備していく、今までもしてきてますけれど、困っている人をいかに応援していくかということで生活の応援や経済の活性化を国、県と連携しながら応援していくことが大切だと思っています。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 全くそのとおりだと思います。それを遂行するために私からお願いがあります。まず、有事斬然と判断、決断をし、何事に対しても責任を全て負うことだと思います。有事斬然とは何かということで聞かれる場合に言うておきます。何か事があるときは、ぐずぐずしないでできびきびとしてやること、そうしないと職員がついてこないですよ、できますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） いろいろと私も新型コロナ対策については協議をしながら内部でしていますので、私だけで決めているわけではありませんし、私の思いだけでこうするというべきものではないと思っていますので、職員と対策については新型コロナウイルス感染症対策本部会議も開いてますし、それ以外の予算のときも各課からいろんな案を出していただいて、そして詰めていっておりますので、これまでもそのようにしてきましたので、そういうふうの内容を内部で詰めながら進めていきたいと考えています。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 これだけの差が開くとは、私も頭の中で理解してませんでした。

最後に、私からお願いします。これからの明るい太子町の未来、服部町長、あなたの手腕にかかっているのです、これがリーダーとしての職責です。

（「そうだ」の声あり）

真剣に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（藤澤元之介） 以上で長谷川正信議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後1時00分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、議席番号1番松浦崇志、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

1番、学童保育園の待機児童の発生について。

来年度4月からの太田学童、石海学童において、新5年生、6年生が受け入れてもらえない旨の通知があったと太田地区、石海地区、2地区の保護者からお聞きしました。子育て支援の充実をうたう当町において、学童保育における待機児童の発生は看過できない大きな問題である。

そこで、問題解決に向け、どのように取り組む考えなのかを伺ってまいります。

まず、(1)現状で認識している課題や問題点について。

①そもそも受入れができない理由は何なのか。

②令和3年4月時点の待機児童数は。

③当町と他市町の比較は。

(2)その解決策や今後の待機児童解消に向けた取り組みについて。

①校区ごとにどのようなプランを立てているのか。

②町全体として、取り組む計画はどのようなものか。

そして、(3)町長として、この問題全体をどのように捉えておられるか、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、私からは(1)の現状で認識している課題や問題点についての3点について、まずお答えさせていただきます。

最初のそもそも受入れができない理由は何なのかという御質問でございます。

来年度、令和3年度の学童保育園の入園募集を行いました結果、太田学童におきましては5年生、6年生、35人、石海学童では5年生、6年生、14人の待機児童が生じております。受入れができない理由といたしましては、太田学童におきましては4支援（4教室）で昨年の定員は180人でしたが、来年度はそれより20人増員させていただいて定員200名という形で募集をさせていただきました。御承知のとおり、本町の児童数については年々減少しております。太田小学校におきましては、今年度の児童数1,006人でございますけれども、これは教育委員会で見込んでおります児童数は来年度は1,000人を切りまして980人とお聞きしております。今年度と比べて26人の減という見込みと聞いております。学童については民間学童の廃止ということもございましたので、児童数の減ではございましたけれども20人の定員増ということにしておりますけれども、結果として定員200人に対して242人の応募があったという形でございます。石海学童におきましても2支援（2教室）で定員100人でしたが、121人の応募がございました。石海小学校につきましても今年度511人の児童に対しまして、来年度については約39人の減少で全体で472人、500人を切る児童数であるという見込みを立てていると教育委員会からお聞きしております。令和3年2月1日現在の太田学童の在籍人数につきましては、184人の方をお預かりしております。石海学童におきましても、2月1日現在、83人の方をお預かりしております。太田学童に対しましては来年度200人、石海学童は施設の関係で100人で募集をさせていただいたのですが、結果として応募が242人、121人で施設的に収容できない人数の申込みがあったという形になっております。定員増につきましては支援員が確保できる見込みはまだ立っておりませんが、定員増をして受入れを準備しておりましたけれども、そのような結果になっております。

2点目でございますけれども、4月時点の待機児童ということで、まだ4月になっておりませんが、2月末時点の待機児童数につきましては、太田学童におきましては32人、石海学童ではそのまま14人の待機児童数でございます。

3点目の当町と他市町の比較でございますけれども、西播磨地域4市2町、それから隣の姫路市にお伺いをさせていただきますと、姫路市で令和2年度、今年度当初でございますけれども、86人の待機児童の方がおられたとお聞きいたしました。年度途中には姫路市も解消したとお伺いしております。ちなみに来年度、令和3年度につきましては、今のところ10人の待機児童が姫路市はおありになるとお伺いしております。ほかの西播磨地域の市町におきましては、当町や姫路市のように待機児童が生じているという団体は生じていないとお聞きしております。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私のほうからは(2)の①、②について御答弁を申し上げます。

まず、①でございますけれども、学校ごとのプランでございますけれども、今後のプランといたしましては太田学童におきましては太田幼稚園の北園舎における令和4年度の園舎解体、プレ

ハブ教室の設置に向けた実施設計委託料を令和3年度当初予算に計上させていただき、令和4年度中の開園を目指しているところでございます。また一方、石海学童におきましては、平成21年から借用させていただいております旧JA兵庫西石海支店が老朽化していることから、今後プレハブ教室の設置について検討していきたいと考えているところでございます。なお、斑鳩学童及び龍田学童におきましては、現状の施設で支障がないと認識しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

②でございますけれども、町全体の計画といたしましては保育士などの有資格者である支援員の確保が困難な状況が続いているため、太田学童の1支援（1教室）を令和3年4月から令和5年3月までの2年間、民間委託させていただくべく準備を進めているところでございます。そして、令和5年4月からは町内全体の学童、これは全部で10支援（10教室）でございますけれども、現在民間委託ができないかということで研究調査、検討を進めているところでございます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） (3)ですが、少子化の影響がある中、保育料無償化や核家族の増加等により太子町の学童保育園事業は非常に厳しい状況にあります。そして、令和2年5月末をもって民間学童事業所が事業撤退されたことも町にとって大きな打撃となりました。私といたしましては、今後の学童保育園運営を考える上で、施設整備については太田学童保育園の令和4年度中のプレハブ教室の開設を推進し、支援員の確保については民間委託も含めた検討を進めてまいり所存でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今答弁いただきましたので順番に確認しながら進めていきたいと思うのですが、今回は町内の学童保育の運営上の課題とか、待機児童の解消に向けた当局のプランについて、制度そのものに焦点を絞って進めていきたいと思っております。ですので、通告もしていませんので、新型コロナ対策とか、その日々の運営の課題というのは今日は極力触れないように進めさせていただきたいなというふうに思います。

まず、1番なのですが、昨年5月に民間が撤退されるという報告を受けて、1年間町がお金を出して何とか運営してくれということでこの1年間は進んできたかと思うのですが、簡単にいうと、要は児童数が減ってる、だから受入れのクラスを増やす必要がないということで足りていないのだと思うのですが、単純にこれはもう見込み違いだったということになるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 何とか定員数を増やさせていただいて、受け入れたいというような思いはございました。特に太田学童につきましては、昨年度の申込み時点は197人でした。今年度242人ということで、45人の申請の増があったと、児童数も先ほど申し上げましたけれども、減っていく中で学童に対してのニーズが高まっている、その1年前の平成31年におきましては太田学童においては160人当初の申込みでございました。160人が190人になり、来年度については242人という形で、どんどんこのニーズが高まっている中で、町として結果としてそれだけの需要に対しての政策を何とか、支援員の確保も難しい中ではございますけれども、受入れを現状ぐらいにはできるのかという形で200人の定員に増にさせていただいたのですが、それを上回る形の申請があったという現実がございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 1つだけ先に確認なのですけれど、今後は太田幼稚園の北園舎を取り壊してプレハブ教室の設置にとかということはお聞きしたのですけれど、今日現在といいますか、この4月以降、現状の設備のままでしていくに当たって、場所は大丈夫で受け入れる場所があつて、要は支援員の数が足りないから受入れができないのか、場所もそもそも足りていないのか、ここだけ先に確認します。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 基本的には場所の関係でございます。児童1人につきおおむね1.65平米以上の大きさをその教室については必要とすると町の基準を定めさせていただいておりますので、受け入れられる施設教室分がまずもって問題であるというふうな認識でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 まず、これは太田学童と石海学童と話が行ったり来たりしてややこしくなつては駄目なのですけれど、太田学童も石海学童もその認識でいいということですか。でいくならば、先ほど斑鳩学童と龍田学童については現状のままということだったのですけれども、斑鳩学童については旧舩田邸ですか、古民家を利用してされてると思うのですけれども、そのような形で場所をまず確保しようとはしなかったのか、お願いしていいですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 斑鳩学童につきましても、来年度の斑鳩学童における申込み人数は前年度より若干ですけれども減少している形で、今舩田邸をお借りして結構施設の的にも子供たちにも評判がいいというか、斑鳩小学校におきましては敷地全体の広さの問題もございまして、何とか今舩田邸をお借りしながら運営をさせていただいている状況でございます。当面はこの形で運営できればなとは思っておりますけれども、将来的な問題については引き続きまた勉強していきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 であるならば、同様に石海、太田地区、ここも場所の確保を学校の敷地内にこだわらずということで、今の話でいうと考えられると思うのですけれど、そういうふうには考えられたのか、あるいは物件を探されて、どこまでのことをされたのかということをお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 具体的に太田学童につきましては学校近くのいわゆる空き地、あるいは空き地になったところ、近隣の東出自治会でございますけれども、2か所ほど不動産屋等の情報をいただいたりしながら、候補地としてはそちらの部分も考慮したところはございます。いろんな比較をさせていただいた中で、将来的に今太田幼稚園の北園舎について、場所的にも、児童の移動に対する安全面等も、それから地域の住民の方々の生活のことも総合的に考えた結果、太田学童については太田幼稚園の北園舎、こちらの園舎も耐震性の問題があるという形でございますので、町としてもそちらで新たに2教室、今来年度の予算に計上させていただいて、設計が動き出すのですけれども、余裕のある形のものが建てられるように準備をしていきたいというような形で比較検討させていただいた結果、決定した経緯でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それは今後のプランということだと思ふのですけれど、そうではなくて、今現在、4月から場所の関係で受入れができない、あふれてしまう、待機児童が生まれてしまうということだったので、舩田邸のように古民家あるいはそういうどこか空いている建物を利用して運営をしていくということ、場所を確保するというのを考えなかったのかという質問です。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 基本的にはほかの場所、例えば太田公民館であったり、近くの公民館であったりするものを候補として、これは現実的には民間の学童保育園がコロナの影響で事業をどうしても継続できないというお話をいただいたときからでございますけれども、そういったところをお借りしながら、あるいは民間の場所でも結構なのですけれども、そういったところの調査というのは現実には何か所かさせていただいたことはございます。ただ、なかなか何十人の子供たちを預かってくれる、できるだけ近いところ、安全面、移動のこともございますので、なかなか斑鳩学童の舛田邸のような場所が太田小学校の近隣の中ですぐには難しいという結論。それから、これは2次的にはなりますけれども、今現在も支援員については現実厳しい状態でございます。来年度に向けても募集を支援員については3名、補助員については6名をさせていただきましたけれども、支援員については残念ながら今のところ応募をいただいていない状況もございます。1教室の中にたくさんの子供たちを、表現が悪いのですけれど、詰め込むといえますか、そういうことはいたしかねますので、支援員が不足しているということも、これも事実であって、両方とも満たすということは今現在非常に厳しい状況であるという認識でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 太子町は5年生、6年生、今回待機児童になる方々のその預かりというものをもう諦めたのかなというふうにも取れる答弁なのですけれど、私のところに今回受入れできないんだということで連絡をいただいたそれぞれの地区の方が、5年生、6年生になれば、自らもう行かないという選択肢、判断をする子供もいますし、またそうではなくて、1人で家で過ごすのは不安だから、やっぱり行きたいのだという、それはそれぞれあると思うのです。ですから、子供の安全・安心の部分、このあたりを受け入れる場所がないからとか、支援員がいないから事業としてしないというのはいかなるものかなというふうに思いますし、いや、それであれば、法律が変わる前に低学年だけ受け入れていたときのように、もう5年生、6年生は受け入れませんと、町がそのようにもう明確な制度を改正すれば納得いくと思うのですけれど、去年の子までは入れてとか、あるいは斑鳩学童や龍田学童は入れて、なぜ太田学童と石海学童は入れないのだと、これは町の進め方のまずさが出てるのじゃないのかなと思うのですけれど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 御指摘のように、結果としてこういう待機児童が出たことに対しては町の進め方がまずかったのかという思いは確かにございます。待機していただくという形で、太田学童につきましては太田地区に民間の学童保育園もございます。そちらの民間の学童につきましても来年度から定員を増やすというようなこともお聞きしておりますので、待機を連絡させていただいた方につきましては、そういった民間の学童保育園についても御案内をさせていただいておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 学校が終わって、夕方の預かりの時間だけであればいいのですけれど、もちろん3月に入ればすぐ春休みがやってきて、3か月もすれば夏休みがやってくるわけなのですけれど、子供が1人で終日家にいるという状況を生むわけです。それが分かっているにもかかわらず、町が何もしないというのはもう残念でならないし、予測不可能な事態が起きたのであればまだしも、昨年民間が撤退して数が少なくなるかもしれないということは予想もできたと思いますし、石海学童においては今年度、予想以上に1年生が入るのが多かったというふうなことも聞いていますけれど、この子供が増える、今ほかの地域の比較を出していただきましたけれど、姫路

市で80数名ですか、これは人口の割合でいうとほぼないと言えちょっと語弊がありますけれど限りなく少なく、それ以外の西播磨地区で待機児童が出ていないのであれば、この太子町だけどんな運営の仕方をしていたのかというふうにまず思いました。ただ、逆に言うと、こういう子供の数があまり減っていないということは太子町のよさでもあるわけで、子供に対する支援であったりとか、その保護者が働きやすい環境を生んで、そういうふうなことをつくっていくということが太子町を発展させていくことになると思うのですけれど、ここに目が向いてないのは非常に残念でならないです。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時24分）

（再開 午後 1 時25分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

○松浦崇志議員 最後に町長に思いを聞くのですけれど、高校の教師をされたりとか、塾の経営をされた経歴をお持ちですから教育問題とか、あるいは子供の安心・安全なことについては思い入れというのはおありだと思うのですけれど、どうか町民の要望とか、子供の安心・安全を第一に考えた施策というものをつくっていただいて、もう春休みとまでは言わないのですけれど、夏休みまでに希望される方が子供が1人で家にいるという環境をつくらないように問題解決していただきたいのですけれど、そのあたりはどのように取り組んでいただけますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 今議員が言われた同じ認識で、私たちも担当課も取り組んでまいりました。しかし、そちらからだともしかしたら言い訳に聞こえるのかもしれませんが、先ほど来、部長が説明している状態に数がどんどん増えていった状況がございます。今夏休みまでにということ言われてるのですが、先ほど民間のことも部長のほうから説明しているとおりなのですが、鋭意今努力をしていることも事実でございます。精いっぱい努力をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 そちらって、僕のじゃないのです、町民の声なのです。ここを利用したい、利用したいけれど待機してくださいというふうに言われてしまったという町民の願いです。僕個人のことでないです。だから、何か揚げ足を取ろうとか、そういうことで今言ったわけじゃなくて、あくまで本当に町民の方が求めておられますし、さっき町長は午前中の長谷川議員の答弁で困っている人を今後助けていくという発言をされてます。ですから、こういう困っておられる方にぜひ手を差し伸べていただいて、泣き寝入りしている人の思いとか、どうにかしてほしいという小さな声をこの場に届けるのが私たちの役目だと思ってますので、解決できるのはそちら側にしかないのです。ですから、努力じゃなくて解決してください。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時28分）

（再開 午後 1 時28分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） 解決すると言いつけることはできません。しかし、思いを受け止めて精いっぱい担当部署で努力をしてもらうように指示をしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 本当にこれはお願いいたします。

続きまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

2番、決裁文書を役場の外へ持ち出したことについて。

令和3年1月27日の全員協議会でも報告があったとおり、服部町長の入院中に公文書を持ち出したという事実が判明した。行政機関が取り扱う書類はどれも重要書類であると認識するが、その中でも個人情報が含まれるものもあったとのことで非常に驚きました。決裁書類以外でも入札情報や図面、その他個人情報など、センシティブな情報であっても日常的に容易に持ち出せる環境にあるのではないかと危惧いたします。

そこで、庁舎内の公文書や個人情報の取扱いについて、どのような認識であるかを問います。

(1)持ち出しの経緯。

令和3年2月2日提出資料の中で、このようにあります。

決裁文書を病院に持っていったことについて。令和3年1月8日（金）、12日（火）に姫路赤十字病院に公文書を持っていき、決裁に承認を得た。

太子町職員服務規程第9条第3項に「職員は、上司の許可を受けずに、文書を庁外に持ち出し、または他人に提示する等の行為をしてはならない」と記載されている。秘書業務を持つ企画政策課長の上司に当たる総務部長が、安全面に十分配慮した上で病院へ持っていき、決裁を受けることを許可したとあります。

①役場内部では、文書の取扱いについて明確な規定はあるのか。

②誰が、どんな書類を持ち出したのか。

③今回が初めてか。過去にも同様のケースがあったのか。

④町長はこの件をどのように捉えておられるのか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私からは①から③まで答弁させていただきます。

まず、①役場内部では文書の取扱いについて明確な規定はあるのかの御質問につきまして、全員協議会資料として令和3年2月2日に提出いたしましたとおり、決裁文書の持ち出しにつきましては太子町職員服務規程第9条第3項に規定がございます。そのほか、太子町文書取扱規程、文書事務の手引き等、文書の取扱いの規定はございますが、公文書の持ち出しの規定はございません。

次に、②番、誰がどんな書類を持ち出したのか。行政運営の停滞を懸念し、私の指示の下、1月8日は企画政策課長、12日は同課課員が病院に出向き、決裁を受けております。書類については早急に決裁を受ける必要があった起案文書、また町長宛てに届けられた情報誌などでございます。

次に、3点目、今回が初めてか、過去にも同様のケースがあったかという御質問ですが、国県補助事業につきましては補助申請、完了報告、実績報告などのヒアリングが県庁や県民局で行われます。その際には補助事業に係る全ての書類の提示が必要なことから、上司の許可を得て、安全面に十分配慮し、必要な書類を持ち出しております。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 最後のところですが、私の体調不良により職員に大変迷惑をかけたことは不徳の致すところであります。事務の遂行に一日たりとも停滞があつてはいけないとの思いから、病床においても職務を継続したものでございます。今後においては、体調管理にこれまで以上に留意し、太子町長としてさらに邁進してまいります。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 まず、この事実といたしますか、この事案について知ってから議員同士でも話を

しましたし、それぞれの考えを聞く機会もありました。全く問題にしないという議員もいますし、大問題であるという議員もいます。太子町以外の行政機関に勤めている私の複数の知人にも聞きました。規模は様々ですが、皆口をそろえてあり得ないというふうなことを言いましたので、やはりそこでこれはおかしいのかなということで今回こういう機会を設定させていただきました。

先ほどの質問の中で内容は分かったのですが、私が聞いていた今回が初めてか、過去にも同様のケースがあったかというところで、県庁へ書類を持ち出しするとか、そういうことではなく、過去太子町のこれまでの歴史において、町長が入院されていた時期も数十年前にはあると思いますし、そういうことも含めて、要は決裁書類を決裁を取るために庁舎外に持ち出したかという意味だったのですが、まずそれをお聞きしていいですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 過去の個別事案については、現在は把握していない状況でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 通告したことは答えてもらわないと困ります、いつも通告せえ、通告せえというくせに。

では、続いていきますけれど、この経緯なのですが、そもそもなぜこの公文書を持ち出すことになったのかという、総務部長の指示でということでしたけれど、そこがあまり明確に分からないのです。もう一度、公文書を持ち出した経緯をお尋ねしていいですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 本来、各決裁につきましては副町長、町長に決裁を受ける場合は企画政策課に書類を集めまして、その中で副町長、町長に決裁をいただくという形になります。その企画政策課から私に実際に早急にいただかないといけない決裁があるということで相談を受けたところです。それにつきまして、課員から病院に持って行ってというお話があったところもございますけれど、私自身が本来その間にお渡しすることによって個人情報の紛失等のいろいろなリスクがあることは承知した上で、安全面に十分配慮した上で町長の承認を得るようという形で指示させていただき、持っていかせてもらったものでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 まず、これも確認だけしておきたいのですが、この決裁をもらうための書類等、それからそれを判断するための個人情報が入っていたかどうかということと、コロナ禍で病院の中になかなか入れないということですから、病室まで、町長の手元までどのようにその書類が渡っていったのかを明確にお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、決裁につきましては2日間で17件の決裁がございました。そのうち、個人情報に関するものは3件でございます。

町長のところにどのように届けたかという形でございますけれど、町長の病室の階まで上がらせていただきまして、鍵つきのかばんにその書類を入れて、看護師に言づけまして目の前にある病室まで届けていただいたという形でございます。病室までの間というのはもう本当に数十メートルというところで、その間に看護師が見られるというような危険性はまずないというところでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 じゃあ、直接手渡しではなくて、第三者の手に渡ったのは事実ということですか。

ね。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今現在、病院では病室への入室は禁止されておりますので、直接手渡すということはできなかったところでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 これにもわかに信じ難いのですが、副町長がそのことを御存じなかったということなのかもしれませんが、それは副町長本当でしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） そのとおりでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今度総務部長にお聞きするのですが、なぜ副町長に判断を仰がなかったのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 秘書業務として企画政策課が動きました。その中でその上司に当たる私が判断をさせていただいて、実際にその中で紛失とか漏えいとかというようなことがあったとした場合は、やっぱり副町長にこういうことをしたという報告をするべきだったと思います。本来、通常実施をした後で副町長に報告すべきだったと考えております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 事後報告でもするほうがよかったというふうに今おっしゃったと思うのですが、ということはちょっと考えられないというか、この間の初日の答弁からも考えにくいのですが、副町長とか組織として、これまでも日常的に副町長に相談せず、物事って進んでいたのじゃないかなと勘ぐってしまうのです、変に悪いほうに、そういうことはなかったのですか、今回が初めてですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 業務の中では本来私の判断で職員に指示することもございますし、全てを副町長の指示の下で動かしているというわけではございませんから、私の権限の中で課員に指示をしたところでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 表現に困るのですが、ほな副町長は要らんのかなと思ってしまいます。逆の立場というか、人物が逆で、書類の持ち出しの際に先ほどの課員とおっしゃった担当者、あるいは担当課長は、いや、総務部長、持っていったらまずいでしょうとか、そういうふうな内部的な判断、何も言わなかったのかということです。つまり、総務部長が公文書、これは持って行って決裁をもらおうと、そこに疑問を唱える者とかストップをかける者というのがいなかったのか、その企画政策課には。それとも、組織の体質として、おかしいと思っても、もう言える環境ではない。先ほど来、別の議員からの一般質問であるように、そういう組織体制にもうなってしまうのか、ではないのかとお聞きしています。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今回持っていくことについて、その課員からいろいろと協議をさせていただいた結果、どうしても持っていく間へのリスクということはあったというふうに考えております。ただ、その間に個人情報の漏えい、または紛失ということがまず起こり得ないというような状態をできるだけ作った上で持っていくということの判断をさせていただいた、それは企画政策課の中でも一緒に協議をさせていただいた結果でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 リスク管理の意識の問題やと思うのですが、それは今病院の中でどのように渡したかということだけにスポットが当たってますけれど、じゃあ病院へ持っていくまでの中でその職員が事故に遭わないのかとか、その場合、それが紛失のリスクにならないのかとか、そこまで考えた上でリスク管理というか、先ほど大丈夫という判断をされたということによろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） そのようなリスクというのは確実にないかということはないとは思いますが。そういうことも考えて、まずその決裁が遅れることによって住民の方への支払いが遅れたりとかというようなことが起こり、逆に住民へ迷惑がかかるということを考えますと、そのリスクを鑑みても必要な行為だったと考えております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 では、これはルールがないのであれば個人差になってこようかと思えますけれど、僕はそこでもし万が一で情報が何かの形で外に出てしまったときのリスクのほうが、住民さんにちょっと待っていただくことよりも、また太子町が悪いニュースで全国に放送されるようなことになるのではないかと、あるいはそれだけじゃないですけど、太子町の危機管理はどないなってるんねんということになる要素を僕は持っていたと思うので、職員というか、総務部長がそのような判断をされるのであれば、今後も太子町はそういう、そこが1つのルールでしょう。だから、それは町長が代わるか、総務部長が代わるか、副町長が代わるのかとかしない限りはこのルールは、今回これでルールができたわけですから、行くのだなということで思っておきます。

副町長へ確認なのですが、県から来られてますけれど、県ではそのようなことはあり得るのですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 基本的に県ではそういうことは多分ないですというか、今回の場合でも、今ルールとおっしゃられましたけれど、私はこれを知ってからこういうことは駄目ですよということで申し上げておりますし、今回であれば、もし急ぐのであれば、本当の決裁文書、その生の原議がいつて、コピーだったらいいというわけではないのですけれども、せめて写しの部分とか必要な部分だけとかということで見ていただいて、印鑑はこっちで、そういうことで代決というようなこともさせていただいておりますので、そういう意味で、それをきちっと生原議をその場で対面で、今コロナ禍ですから渡せない中で、先ほど議員もおっしゃられたように当然その持っていく途上にもよく駐車場に学校の先生がテストをそのまま置いてどっか行ってしまったとか、よく問題になっていると皆さん御承知だと思いますが、そういうリスクの部分と住民サービスとを比較考慮した際にどちらがいいかということになってきますので、やはりそれを今までのそういうような普通の世間一般的というか、そういう案件、事件が起こるたびに皆さんの御意見というか、そういう流れを見ますと、やはりそういうような形で生原議を外に持ち出すということは県でもそういうような形でやっていることはございません。仕事でちょっと勉強する意味で必要な部分をコピーして持って帰るということは各職員がやっているところもあるとは思いますが、そういうことはないと思ってますし、今回でもこういうことできちっと、先ほど午前中の答弁にありましたけれども、検証というか、こういうことが起こってしまったことはもう致し方ないというところとちょっと語弊があるのですが、これはやはりきちっと、こういう場合でしたら代理決裁の規定をきちっと利用するとか、せめて写しの部分だけで御判断をいただいて印鑑をこちらで押させていただくとか、いろんな手法がやはりあると思いますので、そこを今回本

当に生の原議というか、決裁をそのまま人の手を介してというような形で部分はやはり問題があったとは認識しております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 次の質問で用意してたのをそのまま答弁をもうされたのであれなのですが、ということは今回の件で総務部長が副町長に相談をもし事前にされていたら、持ち出しは許可をしましたかということを用意してたのですけれど、丸々の原議ですか、まさにその書類を持ち出すことは許可はされなかったということですね。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議員おっしゃるとおり、相談を受けておりましたら丸々の原議を持っていくことはやはり問題があるということで、せめてコピーとか事前に電話でどの分のこの部分をお示しするので、それで御判断願いますというサジェスションはさせていただいたと思っております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 副町長のお考えが分かりました。

次に、町長なのですが、1月8日と1月12日の2回にわたって町長の元へ公文書が届いたと。職員の手を離れて第三者を経由して届いたわけなのですが、これは町長自身、先ほどの総務部長の話でいうと部なり課なりで持っていこうということが決まったということで、町長の手元には届いたわけなのですが、町長はこれをどのようにお感じになりましたか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） どういう意味の御質問かよく分からない部分があるのですが、どのように感じましたかと、いただいたのをすぐに決裁をして返そうと思って、すぐに処理をさせていただきました。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 じゃあ、分かりやすいようにというか、分かりやすく言ったつもりなのですが、いや、要はそういう重要な書類、公文書が、あるいは個人情報が入り込んで持ち出され町長の手元まで来たというこの事実について、町長はよく持ってきた、よくぞ持ってきたといって職員を褒めたたえる気持ちだったのか、何てことをしでかしたのだ、そこはどっちですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私は当時の状況においては、職員がいろいろと考えてくれて致し方なかったと思っています。持ち出すときにも問題がないように考えてくださいよという趣旨のことは言いました。そして、先ほど部長が答えているとおり、担当課と部長と協議をして持ってくることになりましたので、私としては速やかに対応させていただきました。そして、先ほど部長が看護師さんから数十メートルと言われたけれど、数十メートルも離れていません。正確に測ったわけではありませんが非常に短い距離を持ってこられて、鍵を開けてすぐに処理をして、すぐに返したと、そういうことでございますので当時としては致し方なかったと思っております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 その距離じゃなくて、それでいうと庁舎からいうと日赤までですからごっつい距離です、そんな数メートルじゃないです。こういう事態を招いたことで、僕は職員さんがそれこそ心の距離がすごく離れたと思います。今お聞きすると、持っていく前に町長のほうに連絡があった、事前に町長はそれを把握されてた趣旨のことを今おっしゃってるのですけれど、そのときも何もお感じにならなかったですか、持ってくることに、持ち出すことに。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 早く処理をしないと、いろいろ御迷惑がかかりますので、速やかに決裁を処理したいという思いが私にはありました。こういったことが、私もそのとき、そうした場合、また責められる可能性もあると思いましたので問題なきように進めてもらうように言いました。といいますか、相手様に決裁を処理しないと、印鑑を押さないと処理できないものがありますので速やかに対応しようとしたということでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 午前中の質問の中でも、職務代理を置いていない期間は職務をやりたい気持ちでいっぱいだったということでおっしゃってます。その気持ちは町政運営には当然大事なことで、その気持ちはいいとは思うのですが、ただ一刻も早くということなのですけど、1月12日に決裁書類を持ってきて、13日に職務代理決裁をするのが決まってるということで、その1日、2日、そんなに急ぐ書類だったのか、それとも町長自身がどうしても決裁をしなければいけない何かがあったのか、そこは定かではないのですが、取り方によっては僕はやりたくないやらないってやった結果、こういうトラブルをちょっと招いている、あるいは町の職員からすると、あり得ないことが起こったというふうに言ってる職員もいました。なので、組織の私物化というか、町の私物化と捉えられてもおかしくない今回は行動だったと思うのですけれど。

それはいいとして、部長や課長に毎日連絡を取っていたということなのですけど、ちなみに副町長、教育長など、町の幹部にはどれぐらいの頻度で連絡を取られていたのですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 正確なことは、メールでしたこともありますので、部長次長にしてたといっても1人の部長だけにとか、1人の課長だけとかにしているのではなくて、いろんな課題の事柄についてしています。副町長には電話があって、私がかけ直しましたか、一、二回。教育長とありましたか。ですから、それぞれ部長、課長と必要な内容についてそのときに連絡しているので、伺いを立てられたこともありましたので、これについて報告しますというのがあったので、いや、私はこう思いますとかありましたので、それぞれの人たちにしていますので、副町長、教育長にもそう多くしているということはありません。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 僕は町長になったことないので、副町長と教育長とか、その町の幹部とどれぐらいふだん話をすることがあるのかなと分からないのですけれど、もっともっと議論を重ねるとか、あるいは相談事をするとかという、そういう関係なのかなと思うのですけれど、この間の監査委員の人事案件のときの質疑でも、やはりそういうことはされてないということだったので、本当に大丈夫なのかなと思ってしまいます。

あともう進めていきますけれど、これも午前中に町長が御自身でおっしゃったのですけれど、入院先から各職員に連絡をするといったときに、町民から町長へ直接何かお願い事というか、そういうふうなことがあると、ホットラインがあるということですか。直接町長に言えば、何か解決して、担当課を動かしてすることができるということなのでしょう。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） そういう意味でなくて、いろいろ議員たちも相談を住民から、あるいは住民でない方からもあると思いますが、これはどうなってるのですか、そちらでよく話をしておいてくださいとか、そういう趣旨のことを言っています。私が誰かAさんのためにこうするとか、そういうことでなく、きちっと後々でも説明が果たせるように、それぞれの部署に仕事をしてもらっています。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 先ほどの1つ目の質問の学童保育の件も町民の方に、じゃあ、町長に直接連絡取ってもらうようにちょっと言ってみます。それで事が動くのであれば、そのほうが大事だと思うので。

あとは、これだけ聞いてもにわかになんて信じていいのは、総務部長の判断で全て今回のことをされたということでおっしゃってるので、それはそのとおりなのでしょうけれど、なかなか信じなくて、組織において、例えばトップがイケイケであれば番頭役というのはブレーキ役として、トップが石橋をたたいて渡るタイプであれば番頭役はそっと後ろから背中を押してあげるというバランスが必要なのだと思うのです。今回はその番頭役である副町長には話が行っていないので、この例え話は例えにならないのですけれど、いずれにしても町長が持ち出せと言ったのであれば問題だし、総務部長自らの判断で持っていったとしたら、町長としては処分の対象にするぐらいの強い対応をしないとイケないんじゃないかなと思うのですけれど、先ほどの副町長の答弁の中でも、副町長に決裁というか、話が行っていれば全く違った答えになっていたと思うので、それを上回る今回行動をされていますので、そういうことはいかがですか、今後御予定はありますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 今回のことは、先ほど来申し上げており、またこれまでもこの場以外でもお聞きになられたときに部長から説明しているとおりでございます。私としましては致し方なかったと思っています。処分をする考えもございません。当時の状況の中で最大限それぞれの部署は尽くしてくれたものと思っています。ただ……それでいいですか。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 続きが気になります。

大企業であっても、個人情報流出とか、書類の誤った管理でその会社の存在を揺るがすような重大な問題へ発展していくような時代です。町民に不信感を持たれるような書類の管理とか取扱いには細心の注意を払っていただいて、日々の業務に努めていただきたいと思います。ルールがないのであれば、きちっとルールをつくるなり、きちっとしていかないと、さっきも言いましたけれど、今総務部長がされたことが今の太子町のルールになっていますね。これは部長とかが代わられても、恐らくここまではやっていいみたいなことになると思うのですけれど、そのあたりをきちっと今後改善していただいて、よかったのか、悪かったのかということをまた検証していただくように、これはもう早急に検証していただきたいと思います。

さて、最後にここにおられる3名の部次長がこの3月をもって定年退職をされます。長い間、太子町のためにお勤めいただきありがとうございます。お疲れさまでした。副町長におかれましても任期はあと残り1年ということで、去る9月議会の一般質問でも私が発言させていただいたのですけれども、次の副町長人事にもそろそろ人選を進めていただいて、すぐに時間は過ぎていってしまいますのでよろしくお願いいたします。先日の監査委員の選任と同様、相当な時間があるにもかかわらず直前まで決まらないということがないように、今年度末で定年退職をされる方あるいは早期退職される方、去年に続いて今年度も人材の宝庫だと思います。どうか太子町役場の在職者あるいは出身者の中から副町長を迎え入れていただきたいと思います。個人的に思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 人事のことはこの場で申し上げることはできません。御意見として賜っておきます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 議員や役場内部の町民の中でもうわさ好きな方はいろんなことを言われてます。しかし、先月、2月19日の議会運営委員会の席で総務部長か総務課長が副町長の人事があるようなことは全く知らないということを答弁されていますので、まさかそんなに早くなることはないだろうと思っております。とにかく、先日の監査委員の選任については根回しをしないはずの町長が一部の議員を町長室に呼んで、事前に説明をして、一部の議員には全く説明しないという謎の行動をされたことは先日の定例会初日に町長自ら答弁されています。議席の場所ではなくて、当選回数の多い少ないに関係なく、一人の議員だと認識していただいて、丁寧な説明をお願いしたいと思います。僕のように議員歴も浅い新人議員には情報があまり入ってきません。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） いろいろ県から派遣してくださっている方でございますので、県との調整とかもありますので人事のことは言えないというのが1点と、それから一部にしなかったと議員はおっしゃいましたが、当時の状況から見て、私と副町長と手分けをしてさせていただいた次第です。御理解をお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 では、また次の何かそういう機会がありましたら、ぜひ丁寧に御説明いただくをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤澤元之介） 以上で松浦崇志議員の一般質問は終わりました。

消毒のため、暫時休憩をさせていただきます。

（休憩 午後2時03分）

（再開 午後2時04分）

○議長（藤澤元之介） それでは、再開します。

次、吉田正之議員。

○吉田正之議員 4番吉田正之、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、すみません、一言、先ほど松浦議員が学童保育のことでいろいろ質問をされておりましたけれど、私は経済の立場から常に町の発展のことを言ってるわけで、子供が安心・安全で教育できる環境があるということが町の発展に大きく影響するこの問題については、そういう観点からもぜひ早急に解決していただきたいなということを、ちょっと関連で言わせていただきます。

それじゃあ、質問に入ります。

1. 新型コロナウイルス感染症に対する町の政策で見直すべきところはないのか。

新型コロナウイルス感染症の流行により太子町の商工業者は多大の損失を被ったが、国をはじめ、太子町の政策で救われた事業者は多数あり、非常に感謝されていると思います。今回のようなことは誰もが経験をしたことのないことであり、そのために太子町としてはこの打ち手でよかったのか、支援金などの支給手続など、これらの方法でよかったか、いま一度確認しておくことが必要と考えますので、特に以下の点について質問させていただきます。

(1) 固定資産税の減免措置や補助金の申請手続などについて、太子町は少し親切さが足りないのではないか。固定資産税の減免申請用紙は姫路市とたつの市はエクセルを使ったフォーマットであるため、記入が非常にスムーズにいくが、太子町はワードを使っている。このため、一々電卓を横に置きながら計算して記入しなければならない。なぜエクセルでフォーマットを作成しな

かったのですか。

(2) プレミアム付たいし商品券については、私も購入しましたが、使用できる期間があまりにも短くて、小規模の事業者が取り扱うのをためらうとか、多く広くの人に販売しなければならない商品を扱っている事業者では、お客様間の不公平が出たらいけないなどと取扱いをやめた事業者もいたようです。また、事業者でお客様1人につき2冊までと販売制限をしているところや、広くお客様に販売できないので取扱いをやめたところもある。また、この間に緊急事態宣言が出たのに、なぜ飲食店なのか。飲食店ではこの期間は非常に販売しにくいとの意見もあった。種々矛盾が出ていたと思う。初めてのことであり、完全に公平ということは不可能であったが、このようなことが再度発生したときにどのような打ち手ができるのか、今から見直しておくべきではないのか。

(3) これらの補助金制度を悪用して、本来受けるべきでない事業者が受けているとの新聞報道もある。ドイツでは初期に不正受給が発生したため、これらの補助金等を受給するには税理士を通さなければ申請できないようにしたと聞いています。また、国も緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金においては事業確認機関を設け、これらの機関により事前に確認を受けないと申請できないことにしている。悪用防止策として適切な仕組みを今後考えるべきではないか。

(4) 今まで全く申告をしていなかった者が1日6万円の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金が欲しいばかりに慌てて令和2年分の個人確定申告を行い、受給する手続を行った。(3)と(4)との事例からも、今後正しく申告をすることを啓発していくことがこの際必要ではないのか。

(5) 申請する際には電子申請やマイナンバーを活用することにより、支給などがもっとスムーズに行くのではないのか。この際、事業者も積極的にマイナンバーを取り、さらに事業のIT化を進める指導及び支援が必要ではないか。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私からは(1)、(4)を答弁させていただきます。

まず、(1)固定資産税減免申請様式についてでございますが、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書につきましては、当初作成に当たり、他市町の事例を参考にワード形式で作成し、令和2年8月13日にホームページに掲載させていただきました。申告書中、計算式を必要とする項目は今年度と前年度の3か月分の収入合計と2か年の減収割合であり、ほかの項目はテキスト入力が必要な様式であったため、ワード形式としておりました。しかし、エクセル形式での要望を踏まえ、2月13日にエクセル形式での申告書を併せて掲載しております。今後も住民の入力負担に配慮した様式の提供に努めてまいりたいと考えます。

次に、(4)確定申告の啓発についてでございますが、県が実施している新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給申請に必要となる書類として直近の確定申告書の写しが規定されているところですが、法人の場合は法人税確定申告書の写し、個人事業主の場合は所得税確定申告書の写しで、いずれも税務署の受付印または電子申告受信通知のあるものとされていることから、基本税務署において指導されるものでございます。しかし、地方税の申告につきましては従前より国税、県税、町税の3税が連携し、未申告者に対して催告等により申告を促しております。公平、適正な課税に努めるため、庁内においては国保担当課と協力し、申告の勧奨を行っております。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私からは(2)、(3)、(5)についてお答えをさせていただきます。

まず、最初に(2)プレミアム付たいし商品券について見直すべき点がなかったかということでございますが、本事業につきましては地方創生臨時交付金、この制度を活用して事業費を年度末に確定させる必要がある中で、さきに行ったあすかふるさと応援商品券事業に続く町内事業者での消費促進のための緊急的施策であるため、使用期間が短くなってしまったことに御理解をいただきたいと思います。また、事業規模に応じ、1店舗に配布する1,000円分の5枚つづりの商品券につきましては300冊を上限とし、できるだけ多くの方に購入していただくため、お一人5冊、2万円までと購入する上限を設けさせていただいたものでございます。使用期間からまだ2週間程度でございますが、配布枚数に対します使用率でございますが、14%程度に現在とどまっております。ただ、登録店舗の方々からは私どもへは総じて好評の御意見をいただいております。最初は100冊でいいと言われていた店舗の方からもあと200冊追加してもらえないとか、300冊以上買えないかなどのお問合せが寄せられているところでもございます。小規模事業者の皆様方において、地域経済の活性化に向けて歓迎していただけているのではないかなと思っております。

登録店舗の募集におきましては、多様な業種からの応募がございまして、登録いただいた93店舗のうち、飲食店24店舗となっております。登録店舗の約26%が飲食店となっております。その中で募集途中で飲食店を対象から外すといったようなことは考えてはおりませんでした。24の飲食店の中でも朝、お昼から営業されている店舗、そういう店舗が20店舗、夕方から営業される飲食店が4店舗となっており、緊急事態宣言による影響はあったとは思いますが、登録された飲食店がプレミアム商品券の発行によって何かマイナスの要因になっていることがあったとは考えてはおりません。2月28日をもって関西圏、この兵庫県、この太子町も緊急事態宣言が解除となりまして、これから夜の時短営業も8時から9時までと1時間延長され、飲食店におきましては少しずつではありますが回復していくのではないかなと期待をしております。今後につきましては、今回の反省も踏まえまして、事業者の皆さんに公平にかつ商品券をできるだけ多く御活用いただけるような制度設計を構築し、積極的にPRを行ってまいりたいと考えております。

続いて、(3)事業認定機関の確認の件でございますが、御意見をいただいております国の一時支援金の内容につきましては、非常事態宣言の影響を受けました業種が多岐にわたる事業者を対象とし、審査事項が多く、申請の集中が見込まれるために登録確認機関の事務支援が必要になるものと思われます。登録確認機関につきましては不正受給予防の役割もございますが、申請内容が適切か、給付対象等の正しい認識があるかなどの事前確認によって円滑な申請手続を支援するものでございます。当町が実施する支援制度等につきましては、全て窓口で申請書類を提出いただいて、町内の事業者がどこに存在しているか、また税金の完納証明書の添付等により迅速かつ適切に手続を行っているところでございます。また、この受給審査の要件をできるだけ簡素化するように配慮し、事業者の皆様方に簡単に書類をそろえていただけるよう工夫をしており、現時点においては外部団体での事前確認を義務づけることもなく、迅速に審査を行い、支給ができるよう各施策の立てつけ、構築、制度設計を行っております。このたびのプレミアム付商品券事業につきましては、登録店が商品券を販売する際に商品券ごとに店舗名の印鑑またはサインを御記入いただき、登録店の購入者の名簿を作成することを義務づけるなど、不正防止に努めているところでございます。この事業につきましては、事業者様の負担軽減、また不正防止のバランスを考慮して、そういった施策になるように配慮して実施をしているところでございます。

最後でございますが、(5)電子申請やマイナンバーを積極的に活用してはどうか、IT化を促進する指導や支援を行う必要があるのではというお問い合わせでございますが、国の支援事業や当町の

補助金申請におきましては現在マイナンバーは不要でございます。確定申告等に利用できるマイナンバーの普及は、当町としても今後ぜひとも普及させていく必要があるものと考えております。今後は商工会とも連携を取りながら、マイナンバーについて事業者の皆様にも周知して御活用いただけるように努めてまいりたいとは考えております。また、事業者にもIT化を促進する支援策につきましては、総務省においてもITを利用したリモートワークの導入を推奨されており、人口減少に伴う労働環境の変化や働き方のニーズの変化に対応し、在宅勤務やモバイルワーク、サテライトオフィス勤務による事業展開が図られているところでございます。姫路市におかれましては交付金を活用されて、パソコン機器の導入事業などを実施されております。この件につきましては事業者にとっても多くのメリットが見込めるとも考えておりまして、IT化の事業推進に向けて中小企業、小規模企業の「協議の場」においても、委員の御意見を聞きながら、調査研究してまいりたいとも考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 1番のことで確認しますけれど、2月13日にフォーマットを変えたと言われましたね。償却資産税の申告は1月31日までと違うのですか。そうすると、2月13日にフォーマットを変えても誰も使いませんから、ちょっとおかしいと思いませんか、その辺のところはどうなのですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 本来、できるだけ早くそこに気がついて訂正をしておくべきものではございました。そういうふうに住民の利便性を考えた上で、その入力の手間といいますか、電卓を使わなくても済むような計算を自動的にやってくれるようなシートを使って入力できるという方法はすごく住民にとってもメリットがございますので、早期に対応しておけばよかったものと考えております。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 本来、1月31日までに申告せなあかんものを2月13日というたら、もう国税の場合は期限後申告で、加算税取られるのですけれど、今まで太子町ではそんなことをされたことはないのでは問題はないと思うのですけれども、結局2月13日にしたということは、もうやったという、ああそう、やっぱりそういうのが便利や、やったよというアリバイづくりだけにしたことであって、納税者の人は何のメリットもないということですね。これも今後のそういうことにおいて、その1つの検証として、これはやっぱりあかんかった、このフォーマットではよくなかったということで、今後はそういうフォーマットにしますよということで、これは検証した結果、そうだということで理解してよろしいですね、これから直していただけるということで。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） おっしゃるとおり、本来その期間中に様式変更等を考慮すべきだったとは考えております。今後、住民の方が入力される様式等については、できるだけ簡潔に計算間違い等が起こらないような形でのフォーマット、様式等の作成に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 それじゃ、順番に行きます。

次は、プレミアム付たいし商品券ですけど、この1事業者300冊ということで、窓口に行ったときに1人5冊までと指導されたそうですね。5冊希望されたら5冊渡してくれということを経営されたのやけれど、いや、私ところは同じような商品を皆さんが買うので、1人1冊ずつに

したいと言うと、それはやめといてくれと……。結局、それやったら不公平になるということで、実際やめた人がおるのですよね。だから、その辺はちょっと反省すべき点と違うのやろうかなということであえて聞かせてもうたのですけれど、まずそれから行きましょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 担当部局からはそういった事情があったというのは聞いてはおりませんでした。ただ、実際にこの事業の制度をつくる際に1人は5冊までと、交付金充当事業でございましたのでトータルベースをある程度把握するためもございましたので、事業者に300冊、お一人5冊、2万円分までという大前提で動かしてはいただいております。今議員のおっしゃられるような取扱いがあったとしましたら、今後こういった手法が取れるかどうかは分かりませんが、その際には気をつけて、もう少し留意して皆さんに広く利用できる事業になるように制度設計に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 知らなかったということですが、これはあったのは事実ですし、証人を連れていけとか、連れていかなくてもいいですけど、ということで、この辺のところはやっぱり反省点として、今後どうするかということは考えていただきたいと思いますけれども。

店頭で1人2冊までというのを看板に掲げている人もおられたのですけれど、これについては注意されたこともないし何もないということは、もうそれは結局そのことはそれでよかった、別にそれは当局としてはそういうこともあっても仕方がないし、まあええかと、別に悪いことではないというふうに。知恵のある人はこういうことを考えてするし、言われたら言われたとおりにする人もおるし、もうちょっとこの辺については反省点として考えてもらいたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） これにつきましても、実際にこのプレミアム付たいし商品券を御利用いただけた業者の方がお考えいただいて、幅広く自分のお客様、たくさんいらっしゃる方だろうと思われませんが、その業者さんが考えてやられたものとは思いますが、実際はある程度、それも町が思う方向、一番当初に制度設計でできていたらよかったのではないかなという反省はあります。ただ、今となりましてはそれについてはその業者の御意向に沿って、そういった面もあってもよかったのではないかなとは若干は思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 午前中の質問で長谷川議員が救急車で帰ってきた、そのたんびに反省する、それでそうすると次によくなるという、そういうことを言われてましたよね。もう全く同じことで、決して誤解しないでください、これは責めとうわけやないです、もっとこれからいいものにしてもらいたいから質問するということだけ、途中で私の言い訳をさせていただきますけれども。

問題は途中で緊急事態宣言が出て、飲食店がああいう状態になって、3月27日までですか、これが使えるのは、23日までですか、もうその辺ですよね。もう3週間ほどしかないのですけれども、この飲食店に対して2つの見方があると思うのです。このコロナ禍のこういうときに皆飲食店行け行けということなのかというのが1つです。もう1つは、いやいや、そら飲食店も大変なのやから、この際そういうのを昼間でもようけ行ってくれというような、いろんな見方がある、どっちがええかということは私も、もっとこれを検証しなけりゃいけないと思うのですけれど。

ども、ああいう途中でそういう緊急事態が起きたときにどう対応するかというのは、恐らく何も考えてなかったのやないかと思うのですけれども、その辺、今となってこれはどうやったかという、これもやっぱり検証してもらわないかんのやないかなと思いますけれども、これはどうですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 12月定例会において、この事業については可決をいただいて、そこから動き出しました。実際飲食店のみならず、ほかに商品券をいろいろな業種に応じて使っていただけるようなことで制度設計をしております。実際には2月1日から商品券の販売や使用開始ができるようになりました。その間、こちらが準備している間に、関西は多分1月14日から非常事態宣言が出ることになりました。今は2月28日で終了はしておりますが、その間、24店舗登録いただいた方、業者、飲食店については24店舗でございましたが、かなり厳しい、この制度をあまり御利用いただけなかったのかなという気はございます。ただ、実際これよりもまた新たな支援制度が取れたかという、またそれも難しかったと思います。今ある24事業者の方については自分のところでPRしていただいて、12月定例会でも答弁はさせていただきましたが、利用を極力していただいて、売上げにつなげていっていただきたいという思いは今もございます。残り期間が3月21日までございます。非常事態宣言は取りあえず解除され、9時までの時短営業は続いておりますけれども、できる限り御利用いただけたらなということがございます。ただ、想定外が発生したことについて新たな施策は打ててないので、これについてはまた今後の検証が必要かなとは思っています。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 私もこの飲食店に対してどんなことをしたらええかとか、そういうことは検証してないので、この24の飲食店に1回意見を、どういうお店がこれにしたのかというのがもし分かれば、1回聞いてみたいなというふうには思ったりもするのですけれども、町としてはその緊急事態宣言で何かそういうようなことでいろいろ困ったこととかアンケートみたいなことをこれからやるつもりはございませんか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今回のプレミアム付たいし商品券のみならず、中小企業なりいろんなところの支援施策を今回取っております。令和2年度で交付金事業だけでもかなり、多分7つか8つの事業をしました。1世帯1万円とか利子補給とか、いろんな制度を構築して議会等へ諮らせていただいているところですが、全てを一度検証すべきだと思っております。今最終で残っておるのがプレミアム付たいし商品券のみが今現在残っております。ある程度、ほかは完了しております。その都度してはおりますが、総括は必要であろうと思っております。これに特化したようなことは考えておりませんが、最終的な総括は必要であろうと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 じゃあ、ついでにといたらあれなので、経済建設部長が一生懸命答えてくれておりますので、それに甘えまして5番質問で姫路市がパソコンに対して補助金を出したのですよね。私の取引先の人なんかにも聞いたら、皆さん物すごく買ってるのです、もうこの際ということで。結局、買った人はこれを機会に社内のルールをデジタル化してどんどん改革していくのだということがあったのですけれども、太子町は残念ながらこの制度において多分経済的に大きなメリットがないと。というのは、このパソコンを売る業者が地元、そういう人が私の知ってい

る範囲ではあまりないのですよね。そういうことでしなかったのかなというふうに勝手に思うんですけども、でもこれからの太子町の事業者において、どの程度デジタル化が進んでいるか、今後どんどんデジタル化をしていかなければいけない時代になってきてます。税金の申告も国税では資本金1億円以上だったか、これはもう電子申告以外一切、もうペーパーでは受け付けないという、そういう時代になってきてるわけです。やがて電子化というものがあらゆる事業者において必要になると思います。そうすると、ますます格差が広がっていくわけです。そういう電子化ができない人とどんどんそういうことをやっていく人との格差が広がって、このコロナの影響できっともっと広がると思うのです。そうすると、この際、今の間に皆さんにそういうことを地元の事業者に啓発して、早くそういうことをする必要があるのやないかなということで、今回太子町で補助が出なかったのは非常に残念なのですが、今後そういう方向を指導していくとか、そういうようなことはございませんか。それとも、もう協議の場でしたやつでやられるのですか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず、それぞれの自治体で支援策は大きく違います。私どもが行っている施策を姫路市が行っているわけではなく、姫路市が行っている全てをうちがやっているわけではなく、姫路市はこのパソコン等のIT化に向けた施策を選ばれました。うちは違った施策を取りました。それぞれの自治体で何が自分ところの中小企業等にコロナ禍で支援するのに一番いいかを考えた結果、それぞれでやられたものでありまして、次の令和3年度で幾ら交付金が国やその辺から下りてくるかは分かりませんが、それらの総額とかも考えながら太子町にとって何が、中小企業等への支援だけではございません、他の一般の方々への支援をどうするかとか、いろんなことを考えて、何を選択するかが重要だとは思いますが。その1つで中小企業等についてどうしていくのか、これについてはまた協議会、そちらのほうを活用させていただきながら、審議いただきながら、もし交付金事業は時間もあつという間に決めないといけないことが多いので、前回もその中へは協議はできませんでしたが、できる限りその中で協議ができる期間等が取れましたら一度協議いただけたらなとは思いますが。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 そういう時間がなかなか取れないから、今の間によく反省しといて、そして次にそういうのが出たときにさっとできるということをお願いしたいと思って、あえて質問させていただいております。

不正防止のことについて、簡単に納税証明書があればとかというようなことで、これは町という経済的な規模が小さいために、あえてそういうことをしなくても認定支援機関の審査を受けるとか、そういうことをしなくても、もうこれで太子町はやっていけるというのであれば、そのほうが経費も少なくて済むのです。不正なことをする人がおるから、その不正を防止するために結局また金をかけて不正防止をせなあかん。でも、正しくやってくれてる人ばかりであれば、こんな余計な費用はかけなくてもいいという、太子町の中でそういう仕組みがちゃんとできると私は今そういうふうに聞いたのですけれども、あえてそんな仕組みは要らないということで理解しますけれども、それでよろしゅうございますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今回、コロナ禍においていろんな支援制度を設けました。それにはほとんどが国の制度に基づくものとか、県の支援に基づくものの随伴というものもございます。まず、国が求めていなかったという話がありましたので、町も求めておりませんというのが現実

基準でこのようにしているのか。

(1)未執行の行事ごとに対する予算は返済させるのか、返済させる場合はどのような基準で返済させるのか。

(2)来年度の予算査定において何か配慮をしましたか。

(3)今後の予算査定において何か影響があるのか。この辺をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 私からは質問の(1)、補助金の予算の未執行への対応についてお答えします。

各種団体の活動補助金につきましては、太子町補助金等交付規則の規程によりまして実績額に応じて交付することが原則でございますので、補助金額が予算額を下回るという場合は決算の際の不用額となります。おっしゃいますように、本年度は町の行事と同様に団体活動も中止を余儀なくされたものが多うございまして、この不用額というものの増加が見込まれますが、補正予算の編成につきましては予算の「節の単位で30万円以上の不用額が見込まれる場合」を補正予算の減額の基準としておりますので、現時点におきまして額が未確定のものであったり、この基準未満のものにつきましては決算時の不用額となる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私のほうから(2)、(3)について御答弁を申し上げます。

まず、(2)でございますけれども、来年度の予算査定において何か配慮したのかということでございますけれども、来年度の予算編成上の留意事項といたしまして、財政課が出します予算の方針というのがございますけれども、これにつきましては「コロナ禍が続くと想定のもと、必要な措置を考慮した予算要求」をするようにということで財政課から担当課のほうへ通知をさせていただきました。各種団体の活動につきましても、当分の間は行事の縮小や中止、開催方法の見直しなど、感染症予防や対策の制約を受けることと思っておりますけれども、「ひょうごスタイル」、新しい生活様式の中でニューノーマルを模索しながら、予算査定におきましては担当課が要求いたしました補助金の所要額を確保いたしまして当初予算に計上させていただいているところでございます。一般会計に係る予算特別委員会でまた御審議していただくこととなりますけれども、当初予算におきまして町制70周年記念事業におきましては講演会のリモート開催、あといろいろな行事等におきましてはイベント会場の規模とか参加人数、開催方法などを勘案する、公共施設におきましては感染症予防としての資機材を購入したり、また国・県の協調事業など、緊急財政出動に備えました予備費を増額したりなどの措置を現時点では講じさせていただいているところでございます。

(3)でございますけれども、新型コロナウイルス感染症によります予算未執行につきましては、当然各種団体の事情によるものではございませんので、予算査定におきましてはそのような理由で補助金の執行額が本年度減少したことをもって来年度の予算を縮減していることはございません。

私からは以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 不用額が30万円以上のものだけは返済させて、ただ各種団体に対して補助金でいっぱい行事するうちの、はい、合計何ぼぐらいのことしか分からへんのがありますが、補助金を出すときに、それはこの行事は何ぼ、この行事は何ぼと細かくそういうことは決めとんですか。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 各種団体の活動補助金につきましては、対象の経費というものの積み上げに応じましてその何割かを補助するものでございます。ですので、例年並みの活動ができているところにつきましては例年並みの補助が、活動が割合としまして例えば半分になって、その諸経費が半分になった場合は補助金の額も半分になると。先ほど30万円と申し上げましたのは、補助金に限らず予算全体でございますので、その他の工事であったりとか、委託料であったりとか、そういったものも含めてラインを30万円と決めさせていただいているものでございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 今回この令和2年度というのは特別な年で、一番心配しとったのは副町長が今お答えいただいた、今年少ないから、もう来年はそんなようけ要らんやないかということで、そういうふうにされるかというたら、それはしませんということを言っていたので1つは非常にほっとしたところですけども、私自身の体験では、このコロナのためにこんな方法をしたら、ごっつい物すごい安くできるやないか、特にリモート開催というのはやり方によったら下がるのと、それから場合によったら余計経費のかかるのと両方あるのですけれども、こういうことでこの際、今までやってたことがいろんなことでもっと予算も無理なく縮減できるというようなことが分かってくるのやないかなということもあって、我々のグループというか、税理士の仲間の中でも予算のやり方というのはいろいろとやってるわけですけども、こんなやり方したら、ほんならこれからもっと安うできるやないかというようなことで、全然それで品質が落ちるかというたら、そんなことないやないかというようなこともあるわけですけども、その辺のところは今回はあまりなかったですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 現時点では、やはりいろんなことの検証と今言われておりますけれども、検証した結果でそういうふうなりモートで行って経費増、経費減というのは出てくるのでしようけれど、令和2年度から令和3年度にかけましては予算査定時についてそのことをもって下げるというようなことはしておりません。きちっと予算の所要額が確保した上で行っております。ですが、ポストコロナ社会においてウイズコロナというか、そういうところでどういうふうにして新しい生活様式を踏まえて新しい団体活動を模索しながら、一日も早く日常を取り戻せるように各種団体の皆様方とも御意見を伺いながら、いや、ここはこういうふうに工夫すれば縮減できるよと、その縮減した分をこういう別のところにまた取り組んでいきたいと、そういうのがいろいろあると思いますので、そういうところを今後どのような支援が必要であるかというのも踏まえて研究、検討してまいりたいと思いますので、本年度、来年度にまたがる分につきましては現時点の状況で現状維持みたいな形で進めさせていただいておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。これも午前中に長谷川議員が言われたように検証が大事ということで、せっかくのこういうコロナ禍でございますので、それによっていろんな見方、新しい見方ができると思うので、ぜひそういう新しい見方をさせていただいて、よりよいものにさせていただけたらなということで私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（藤澤元之介） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午後2時58分）

(再開 午後3時15分)

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 議席番号3番森田哲夫でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の疫病蔓延における対策とポストコロナ社会に向けた新たな社会の実現について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は全国全世界中に感染拡大し、近年では変異種が出現し、1年以上が経過いたしました。感染対策と経済対策の両輪が均衡を保ち、災害対応としてこれらの疫病対策を行政と各関係機関及び町民がともに役割分担をしながら知恵を出し合い、これらの難局を乗り越えていくことが急務でございます。また、ポストコロナ社会を見据えた官民協働による新しい生活様式を創造することが次世代に向け求められております。今後、改正された新たな特措法、また感染症法等に基づき、対策がなされると思います。令和3年2月13日に施行されております。そのような中で、国、県の対策と連携をしながら地域資源を生かした太子町独自の政策を実施し、町民の安心・安全を守ることが急務であると考え、以下について伺います。

(1)まず、新型コロナワクチンの接種体制についてであります。

①個別接種と集団接種の体制の詳細について。

②認知症患者、ひとり暮らし老人、障害者、基礎疾患の患者、高齢者施設の通所及び入所者及び病院入院患者における接種体制について。

③町民へのワクチン接種に向けた啓発方法について。

④太子町行政が全庁をあげて取り組みを推進するため、庁内に対策室の設置が不可欠と思いますが、それらの体制について。

⑤相談窓口及びコールセンターの詳細について。

(2)以下の各分野において、今までの1年間の新型コロナウイルス感染症対策を検証して、有効であった対策及び問題課題を示していただくとともに、各分野における今後の具体的な新型コロナウイルス感染症対策の展望及びポストコロナ社会の目指すべき方向について伺います。

①保育施設において、学童保育園の施設を含みます、高齢者施設、障害者施設等における集団の感染予防対策について。

②要援護者、基礎疾患患者、地縁組織への対策について。

③町民（家族内感染予防を含む）への対策について。

④学校における児童・生徒、教諭、保護者への対策について。

⑤体育館、図書館、あすかホール、公民館等を含めた社会教育施設での対策について。

⑥農業者、飲食業者、商工業者、中小企業者、カラオケ店等における、それぞれの分野における対策について。

(3)ロシアではH5N8型の高病原性鳥インフルエンザが発生し、鳥から人への感染が世界で初めて確認されております。日本でも、本年度においては高病原性鳥インフルエンザ、主にH5N8型でございますが、確認され、約1,000万羽が殺処分されている状況でございます。今後、ウイルスが変異を起こして、鳥から人、そして人から人への感染による新たな新型鳥インフルエンザが発生する可能性も否定はできません。新型コロナウイルス感染症の現在の対策を経験にして、今後さらに強毒性の新たな疫病が発生した場合の対策とそれらに対応できる体制整備について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、(1)番、まずは新型コロナワクチンの接種体制についての御質問からお答えさせていただきます。

現状での太子町の実施体制でございますけれども、個別接種と集団接種を併用することによりまして接種希望者が短期間で接種完了できる体制を構築できるよう準備を進めているところでございます。身近な病院、診療所で行う個別接種につきましては太子病院ほか10の医療機関、町が設置する特設会場で行います集団接種につきましては保健福祉会館、文化会館の2か所を予定しております。当初、太子病院につきましても集団接種という形をお願いをしておりましたけれども、町内診療所の多くの先生方が個別接種に御協力をいただけるめどができましたので、太子病院につきましても個別接種の枠組みという形でさせていただく予定でございます。集団接種に関します人員体制といたしましては、受付、それから予診票の確認、誘導、それから予診、それぞれ各2名体制、接種、接種補助に4名体制、接種済証の交付に2名体制、接種後の状態の確認にお一人というような形で集団接種については合計15名程度の人員が必要かと今準備をしているところでございます。

次に、個別の接種体制についてでございますけれども、高齢者施設につきましては現在入所者への接種をどのように行う予定であるのかということの接種体制につきまして施設と調査、それから協議を行っているところでございます。高齢者施設の入所者の方は入所施設で、それから病院に入院されておられる方は入院中の病院でそれぞれ接種が受けられるよう、現在調整を進めているところでございます。また、基礎疾患を有する方などがかかりつけ医で接種ができるよう、医療機関との調整を現在進めさせていただいております。また、その啓発方法でございますけれども、町におきましては町民の方への接種勧奨、それから個別通知、接種手続に関する相談、接種体制の構築、そういった役割を担っております。ワクチン接種につきましては国からの情報も刻々と変わっていく中ではありますが、接種を希望する方が不安にならないように国や県からの情報等をできるだけ早く、分かりやすく町民の方に情報発信していく必要があるというふうにも考えております。

これまで事前周知といたしましては、1月29日に制度説明の内容をホームページにアップをさせていただいており、現在も随時更新をさせていただいております。また、「広報たいし」の最新号、3月号でございますけれども、ワクチン接種の制度概要につきまして掲載をさせていただいております。いよいよ今月、3月下旬頃になると思うのですが、65歳以上の方を対象に接種券、クーポン券でございますけれども、それを個別に送付させていただく予定で準備しております。その接種券と一緒に予診票あるいは接種の注意書き、あるいは予約を取っていただいて接種を受けていただきたいと思いますので、予約を取るための窓口でございますコールセンターの御案内、またウェブ予約等も考えております。そういった方法なども併せて個別に送付させていただいて、それぞれに周知をさせていただくよう準備を進めているところでございます。また、町の接種の体制でございますけれども、ワクチンの接種業務、今準備をしておるところでございますけれども、接種が4月から始まることでございます。4月以降、接種が始まりますと、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれております。必要な人員の確保と配置につきましては、さわやか健康課を中心に全庁的な執行体制を図らせていただいて、各部署が連携をして臨みたいというふうに考えております。

相談窓口、それから先ほど申しましたコールセンターについてでございますけれども、保健福祉会館内に新型コロナウイルスワクチン接種に係ります予防接種センターを設置いたします。ワクチン接種の問合せの専用電話回線を引かせていただきまして、接種についての問合せ、それから御相談のほか、町内の医療機関へのワクチンの割当てあるいは配送、接種日の確保、接種券を

なくされた方への再発行等、そういった業務を予防接種センターで行っていききたいと準備をしております。それから、予約を取って接種していただくということで、コールセンターについてでございます。コールセンターにつきましては、今のところ外部委託を行わせていただいて、今月3月中には開設する予定で準備をしております。コールセンターの開設後はワクチン接種の主に予約受付でございますけれども、それだけでなく、接種についての問合せの相談に対してもそちらでも対応する予定にしておるところでございます。

いずれにいたしましても、新型コロナワクチンは新型コロナウイルス感染症の発症やあるいは重症化を予防して医療提供体制の安定化に寄与するものであるというふうに言われております。町におきましても感染症予防の効果と、それから副反応の双方について正しく理解していただいた上で多くの町民の皆様にご接種していただきたいと考えており、接種が安全かつ円滑に実施できるよう取り組んでまいりたいと考え、準備を行っているところでございます。

続きまして、(2)でございます。

集団の感染予防対策でございますけれども、保育施設でございます。

斑鳩保育所におきましては遊具あるいは玩具につきましては午前、午後の消毒、それからそれぞれの活動ごとに手指消毒、室内では常時マスクの着用、給食などについては卓上シールドの使用、それから行事の縮小、送迎時の保護者の方の入室制限なども行っております。斑鳩保育所だけでなく、ほかの保育所あるいは町内の学童保育園におきましても同様の感染予防対策を取りながら日々を過ごしているところでございます。また、高齢者あるいは障害者施設につきましては、昨年、令和2年8月に町内の32の施設でございましたけれども、アンケート調査等も実施させていただきました。アンケート調査からは、当時備蓄品が十分に確保できていないこと、それから注文してもなかなか物品が届かないということがありました。また、防護服でございますけれども、脱着研修を受けた事業所が28施設中9施設のみであるというようなことも把握させていただいたところです。昨年9月には厚生労働省から社会福祉施設向けの備蓄品を各自治体で確保するようという通知もいただいたところでございますので、厚労省が示されていた備蓄品を町で購入して確保し直して、各施設に配布もさせていただいているところでございます。また、令和2年11月には防護服の脱着研修等も実施させていただいたところでございます。

また、在宅のひとり暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対する見守り等の支援でございますけれども、市町村が取り組むべき対策として、国における対処方針にも示されておりますけれども、本町におきましては介護・福祉の関係機関、あるいは民生委員、児童委員の皆様方、自治会等の地域の皆さんと連携を図りながら要援護者に対する見守り活動を実施しており、引き続き現在もお願いしておるところでございます。また、高齢者等見守りネットワーク事業「たいしひまわり隊」による協力を得まして、日常の業務を通じて異変を感じられた場合には町に連絡していただくという仕組みを運用させていただき、コロナにおいても運用させていただいているところでございます。要援護者の方がコロナ禍におきましても様々な支援から取り残されることなく、安心して生活していただけるよう、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。また、基礎疾患患者の問題、課題につきましては、医療機関へのコロナ禍における受診控えということで基礎疾患の悪化あるいは進行が懸念されるところでございます。また、運動量の低下、あるいは触れ合いの機会が減少することによる孤立化というのも心配なところでございますけれども、今後またワクチンの接種が始まることによりまして、徐々にではあるとは思いますが、外出の機会も増えることで少しずつそういった問題も解決されていくのではないかと考えておるところでございます。

それから、地縁組織への対策でございますけれども、各自治体におきましても新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大防止のために会合であったり、あるいはお祭りなどの自治会の活動、イベントの中止、あるいは縮小が余儀なくされていると思っております。しかしながら、このコロナ禍におきましても住民の皆さんが助け合う共助の精神の下、地域のつながりを築いていくことはとても重要であると考えております。各自治会長に対しましては、自治会活動を実施していく中で様々な御不安を抱えておられると思いますので、その不安を少しでも解消させていただき、これまで培われてこられた地域の絆を大切にしながら活動を継続していただけるよう、随時また適切な情報提供等の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、家庭内感染予防を含みます町民の方への対策についてでございますけれども、町民の方に対してこのコロナ禍にあって有効であった対策といたしましては手指消毒あるいはアルコール消毒、マスクの着用、そういったことによりまして新型コロナウイルスだけでなく多くの感染症の予防対策が実施できたということがあったかと考えております。町民の方々が感染症の予防法につきまして広く、多く学び、そして実践ができたのではないかと考えておるところでございます。ただ、家庭内におきましては多くのものを共有して、密閉した空間で生活するということで、感染予防については非常に難しいところがあるというふうには認識しております。とはいえ、いろんな報道等で感染経路を知ることによりまして、どのようなことに注意をしたらいいのかというようなことを町としても啓発もさせていただいておるところでございます。また、手洗いチェッカー等を活用して健康教育も実施させていただいております。引き続き、多くの方にそういった普及であったり、啓発であったりを地道に続けていきたいというふうに考えております。課題といたしましては、感染症予防のために外出や行動が制限されることによりましてストレスあるいは運動不足、そういった方が年齢性別を問わず多くの方が経験しておられると思います。そういった二次的な健康問題が懸念されるところでございます。感染症の予防をしながら、そういった健康問題を解消していくのか、それぞれの年代によりまして取り組みあるいは健康問題が異なるかも分かりませんが、今後引き続き町として取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 私からは学校における対策、それから社会教育施設での対策について答弁をさせていただきます。

まず、学校における児童、教諭、保護者への対策についてという問いでございます。

町内の学校園におきまして、感染予防対策を徹底した上で教職員が創意工夫をしながら様々な教育活動を行っております。その中で有効であった対策、成果につきまして、大きく4点認識をしているところでございます。

まず1点、マスクの着用、定期的な手洗いや手指消毒、いわゆる「三密防止」に配慮いたしました行動、毎日の検温など、様々な感染防止の行動が日々の基本的な生活習慣として定着いたしました。また、保護者向けでございますが、学校園での取り組みが保護者の意識啓発を含めまして家庭生活にも影響し、家庭における基本的な生活習慣の定着にもつながったものと思っております。2点目、この「三密防止」に配慮いたしました学習方法、また定期的な換気など、新しい生活様式に基づく学校生活が定着をいたしました。3点目、先ほど生活福祉部長が町民の効果でも答弁をさせていただきましたが、この新型コロナウイルス感染症の感染防止対策がほかの感染症、例えばインフルエンザ等ですけれども、そういった感染症でありますとか病気の予防につながっていると思っております。4点目、「三密防止」をはじめといたしました新しい生活様式を踏まえまして、これまで行ってきました学校運営、学校行事を見直す機会となったものと思っております。この見直しにつきましては、今後のポストコロナ社会を見据えた改善にもなっている

ものと思っております。また、一方で学校の中、学年、また学級といった集団としての取り組みが制約を受けました。この「集団としての個の高まり」、これが不十分であったのではないかと認識を持っております。具体的な例を申しますと、運動会でありますとか、音楽会でありますとか、全校で1つの目的に向かって進み、目的を達成したときの成就感でありますとか達成感、学年で協力してやり抜いたという、そういう爽快感、そういうすばらしい達成感、それらが集団として確かな成長を生むということになるのですけれども、これらを今後どのように実践するか、そういったことが今後の課題であるというふうに認識をしているところでございます。

次に、社会教育施設での対策でございます。

体育館、図書館、文化会館、公民館、歴史資料館、地域交流館、南総合センター、これら社会教育施設の対応につきましては、体温の測定に非接触型の体温計、またサーモグラフィーを導入いたしまして、マスク着用、手指消毒などの呼びかけ、施設器具の消毒等の衛生管理、密を避けるなどの行動制限、換気や定員の50%の入場者の制限、名簿の提出の要請など、これらの感染防止対策を実施いたしました。この施設の職員だけでなく、利用者の皆さんがうつさない、うつらないという同じ方向を向いて感染予防に努めた結果、一定の感染予防に効果があったものと考えております。

一方、文化会館でありますとか公民館、地域交流館、南総合センターにおきましては、文化、生涯団体等の活動の制限をいたしました。そして、多くの主催講座を中止いたしましたところでございます。施設の臨時休館でありますとか利用時間の短縮、それらの対策も講じましたところでございますので、文化芸術活動等の交流機会が減少した、また体育館等におきましての制約によりまして体力の増進機会の減少、これらの影響が出たものという認識を持っておるところでございます。利用時間の短縮でありますとか定員の制限等は今後の状況で適切に判断をさせていただきたいと思っておりますが、現在実施しております感染症の対策、これは基本的に継続した上で、十分に対策を練りながら体育、文化、生涯団体等の活動を支援し、講座等を開催していきたいと考えております。活動を止めるのではなく、細心の注意を払いながら活動を継続、発展できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、私のほうから⑥農業者、飲食業者、商工業者、中小企業者等における対策ということで、有効であった対策7つについてまず述べさせていただきます。

まず、1点目でございます。緊急事態宣言の発令によりまして兵庫県からの要請により休業した事業者について、中小法人で100万円、個人事業主50万円の件でございますが、県と市町が協調して支援を行っているところでございます。2点目につきましては、国、県の特別利子補給制度の対象となる事業者に対しまして、1年目から3年目まで国や県が、利子補給を行った後の4年目、5年目の利子補給を町が支援するというような施策でございまして、運転資金の融資を促進する施策も実施しております。3点目、経営継続支援家賃給付金としまして、売上げが大幅に減少しました事業者の方々に対しまして国の家賃支援給付金の3分の2に加えまして、残り3分の1について随伴補助を行っております。4点目、経営継続支援持続化給付金としまして、国の持続化給付金の対象とならない事業者の支援のために1か月の売上げが前年同月比20%から50%未満まで減少した町内事業者に対して1事業者当たり10万円の給付をしております。5点目、地域経済の活性化施策としまして、あすかふるさと応援商品券を配布いたしました。1世帯当たり1万円の商品券を配布させていただいて、町内の大型店舗、一般の店舗で御利用いただいて、町内の事業者の活性化と消費拡大が行われたものと思っております。6点目でございますが、現在

行っているプレミアムたいし商品券でございます。この商品券につきましては現在93事業所に商品券を配布させていただいております。地域の振興、地域の活性化を目指して今現在実施しているところでございます。7点目でございますが、上下水道のうち上水道基本料金の減免をさせていただきました。これにつきましては各家庭への支援もそうでございますが、事業者の支援となるよう8か月間、長期にわたり継続して減免を行っております。

今申し上げた7つの施策のほかにも花かざり事業とか太子町のプロモーションビデオの作成など、コロナ禍で落ち込んだ地域経済の回復に向けた施策にも全力で取り組んできたつもりでございます。中小企業や小規模企業の事業者の皆様方にもある程度喜んでいただけたのではないかと考えております。その反面、御利用いただけなかった施策というのも1点ございました。中小企業等が信用保証付の制度融資を活用した際、その信用保証料の2分の1を国が補助して、その残り2分の1も町が補助しようという制度を立ち上げましたが、これについては御利用いただけた業者はありませんでした。この点が非常に残念というか、こちらの見込み違いであったと考えております。こうやって問題、いろいろな課題があることは承知しておりますし、今後とも総括的に検討してまいりたいと考えております。

次に、ポストコロナ社会の目指すべき方向についてでございますけれども、先ほども吉田議員の中でお話しさせていただきましたが、昨年6月に、中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されて「協議の場」を設置しているところでございます。その中で意見をいただいて令和3年度予算においても、今回新たな取り組みとしまして早期経営改善計画策定促進補助事業というものを計上させていただいております。これらのように新たな事業も活用させていただきながら、一層事業者の皆さんが発展、持続できるような取り組みを継続してまいりたいと考えております。併せてでございますが、コロナの地方創生交付金、令和3年度はあるかどうか分かりませんが、それらもあるとしましたら活用させていただいて、今後とも地域経済の活性化を図るとともに、国、県の事業と協調、それから協力しながらできる限り事業者の皆さんを支援できる体制を強化してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私は最後の(3)鳥インフルエンザに係ります関係での御答弁を申し上げたいと思います。

鳥インフルエンザに由来します人への感染力を持った新たなインフルエンザが現れた場合でございますけれども、その対策といたしましては「太子町新型コロナウイルス等対策行動計画」に基づいて対処させていただくことになります。同計画では、町長を本部長といたしまして副町長と教育長が副本部長とし、町職員を本部室、総務部、生活福祉部、経済建設部、教育部としましてそれぞれ役割分担の下、情報共有、情報提供、予防・蔓延防止、予防接種、医療、町民生活や町民経済の安定の確保など、各分野におきまして対策を講じることとしております。また、感染症の流行段階ごとにおきまして対処内容を整理しております。「未発生期」、「海外発生期・県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」のフェーズに応じた対処を行うこととしております。議員御指摘のような強毒性のインフルエンザが蔓延した場合でございますが、現計画では想定されていないケースが生じるかもしれませんが、その際には国や兵庫県からもいただきます情報に基づきまして、龍野健康福祉事務所など関係機関とも連携しながら対応させていただくことになると考えております。今回のコロナ禍においても、我々の想定になかった事態が次々と生じまして、その都度関係機関との連携、これまで32回にも及ぶコロナ対策本部会議などの論議を経まして対応してまいったところでございます。この実体験で得た経

験値を高めることによりまして、職員一丸となって町民の安全・安心を確保すべく、今後強毒性インフルエンザが発生した場合におきましても本計画に基づきつつ、臨機な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞ御協力、御支援賜りますようお願い申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、それぞれの問いごとに確認をさせていただきたいと思います。

まず、(1) 番の新型コロナワクチンの接種体制、これはこれから始まるわけですが、これは非常に大きな事業でございます。その体制につきましては今いろいろお聞きをいたしましたけれども、やはりかかりつけ医を中心とした個別接種ということは患者の状況もよく御存じの医師が接種をされるということで、副反応が起きた場合でも正確に対応できるという利点があるために個別接種というものを中心にしながら進めていらっしゃると、そしてそれに併用させて漏れたところの方に対しての集団接種という考え方でよろしいですか。個別接種を中心に考えた中で、今併用という言葉が言われましたが、どちらも並列に実施するのですか、それとも個別接種というものをある程度中心にしながら集団接種というものを考えるということなのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 町内の医療機関の先生方がそれぞれ接種可能な曜日であったり、時間帯であったり、どれぐらいの量を打てますよというような形の今協議を進めているところですが、その先生方が申し出ていただいている数字でいきますと、個別接種を主というふうに考えられるほどの枠が取れていると認識しております。ただ、かかりつけ医がいらっしゃらない方もおられることもありますので、個別接種を主にさせていただきながら集団接種を希望される町民の方にはしっかりと対応していきたいというふうな体制を準備しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今、私と同じ考えで、個別接種を主としようということの御答弁だったと思います。これは例えば難病とか、いろんな疾患を持っていらっしゃる方は神戸市とか、大阪府とか、岡山県とか、いろんなところへ通っていらっしゃる方もいらっしゃいます。したがって、太子町だけじゃなしに兵庫県下及び全国を含めた中での接種ということが視野に入ってくると存じます。その辺の認識とか、その横の連絡、都道府県とか各市町と、それはできているのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 具体的に町内の皆様がどういった医療機関に通われているかということは個別には残念ながら把握しておりませんが、このワクチン接種につきましては、議員がおっしゃるようにもう全国的に行われるものでございます。国が主体となりますけれども、実際にワクチン接種するのは私ども基礎自治体である市町村が担うわけでございます。その中にしっかりと県も間に入っていて、そういった調整あるいはワクチンの配送、そういった形も国、県、市町村が一体となってこのワクチンの接種、大事業でございます、それをやっていこうという形でございますので。ただ、それぞれの地域に応じて、その医療体制であったり市町村の広さとか、そういったものがございまして、一番それぞれの市町がやりやすいような形でやっていく、それはできるだけワクチンを打とうと思われる方の利便性、それから日頃の状態をお分かりいただいている医療機関の先生方に打っていただくのが一番安心だというような思いも、これはもう共通の認識だと思っておりますので、そういったことの連携も含めまして県や、私どもでは医

師会がたつの市と揖保郡の医師会という形になりますので、特に隣のたつの市とは連携をさせていただきます。それと、どうしても土地柄、隣の姫路市にもたくさん通われている方もいらっしゃるというふうに想像できますので、近隣の市町から情報をいただきながら、こちらも情報提供しながら、しっかりと準備を進めているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 具体的にお聞きいたします。3月下旬頃にもう65歳以上の人は接種券が家に届くということでございますね。届いて、そして自分は受けたいという場合についてはコールセンターにお電話をして予約を取るということでもいいですね。そして、それは太子町の場合でございますが、例えば神戸大学でずっとかかっているから、そちらで接種をしたいという人が太子町民で受診券が来たという場合に、どういう手続になるのかという太子町以外のところでの接種の体制と、それからもう一点、65歳以上の人たちにそれが来た場合の接種順位、例えば太田地区のどこそこの診療所で受診をしたいということでコールセンターに予約をしたいとした場合に、日時の設定も含めて、その接種の順位というのはどうなるのですか、具体的に。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 先ほど接種券について3月下旬というふうに申しました。ただ、先ほども国の情報がいろいろ二転三転という話がありました。何はともあれ、打つべきワクチンがどれぐらい太子町に届けられるのかという情報が残念ながら今のところ私のところまで今現在ない状態でございます。これから打ちますワクチンにつきましては、1人1回接種じゃなくて、21日を空けて2回接種していただく必要があると今のところ国から聞いております。ということで、1回打たれた方が次に21日後また予約を取っていただいて打っていただくのですけれども、そのときにワクチンがちゃんと確保できてるかどうかということも大事なことでございますので、どれぐらいのワクチンがいつ太子町に配布されることによって、どれだけの人が4月何日になるか分からないのですけれども、接種が開始できるかというようなことが確定しない間は、残念ながらその予約日を受け付けるということもなかなか今のところ現実的には難しい状況であるという認識を持っております。ただ、その後どれぐらい届くかによるのですけれども、今65歳以上の方の接種順位というお話もございましたけれども、今のところはどれだけ入ってくるかが分からないので、その辺の検討もその数によってこちらも御案内して、御案内はしたけれどもワクチンがないので予約の枠が決まらないという状況がありますと余計混乱するということも考えられますので、いついつから開始ができるので、どここの先生は何曜日はうちで打ちますよというような形で、毎日毎日そのワクチン接種を医療機関の先生方、個別接種してくれる先生方もふだんの診療が終わった後、午後からのこの時間に打ちましょうというような形で計画を立てていただいておりますので、毎日毎日じゃなくて、月曜日はこちらの医師、火曜日はこちらの医師でというような形で先生方もそれぞれ御都合に合わせて打ちますよというような話をさせていただいておりますので、枠についてもそういった形で、日が決まってどれだけのワクチンが届いて、それを2回打てるだけのものをということと、今の段階で申し訳ないですけれども申し上げられない、そういう枠組みをいつでもつくれる準備を今進めてるという形でございます。

それと、最初の御質問でございますけれども、基本的に太子町は太子町の住民の方に対しての接種券を配って、その住民の方に対して接種をするという形でございますが、例えば先ほど言いました入院されている方については住所地関係なく、その入院施設あるいは施設の場合はそういった施設でというような形でも進めておるところでございます。かかりつけ医の関係で自分の市町じゃないところの接種についてでございますけれども、そちらの今かかりつけの医師がどのような対応をされるかによって、またこれも変わってくるものでございまして、そちらの先生が病

院なりで接種をされるのかどうかということにもよりますので、それはもうケース・バイ・ケースの形で、例えば神戸の病院でも、あそこもいついつから打つ準備があつて、そちらに來られている方については先生のほうで、かかりつけ医として接種することが可能ですよということになれば、そちらで打っていただくのが患者にとっても一番安心して打っていただけることだと思いますので、必ずそちらの町外の医療機関で打てるかどうかというのはケース・バイ・ケースというふうに今のところは考えているところです。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 その調整はコールセンターがするのですか。例えば受診券をもらった人がここで受けたいのです、神戸大学で受けたいのです、太子町のどこで受けたいのですという希望を申し上げたら、その日程調整とかは町のコールセンターがされるのですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 町内の医療機関あるいは集団接種会場での予約の受付はコールセンターでさせていただくことになります。例えば個別のいろんな相談内容、予約の受付、一般的なことにつきましてはコールセンターで受付をさせていただいて、近くの太子町内のどここの医療機関は何曜日に何枠あるので、そこで打ちたいという形になると予約を取らせていただくと、あるいはウェブでもパソコンやスマホからも自身で予約できるようなシステムも構築しながら進めていきたいというふうに思っております。例えば、ひとり暮らしの高齢者の方であったり、あるいはいろんな支援が必要な方について、御家族の方とか、そういった方の個別の問合せにつきましては、今現在さわやか健康課内に設置いたしますワクチンのコールセンターで御相談を承りながら御案内していくというようなことで進めておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 個別接種、集団接種も含めた接種の予約はコールセンターですということまで今分かりました。

そこで、1つのバイアルで今5人とか6人とか、今いろいろ言ってますけれども、それが余る場合がありますよね。4人しかできなかった場合、その場合の対応というのは何か、どうされますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） おっしゃるように予約を受けても、当日その方の体調によってどうしても受けられない方もいらっしゃるかも知れません。それから、ドクターの指示で受けたいのですけれども、予診を受けた結果、あなたの場合は今日は打つのは控えましょうということも考えられます。注射器によっては6回分、5回分とかというような話も聞いておりますので、どのレベルの注射器が来るか分からないという状況でございますので、確かに届いたワクチンが全てしっかりと全部打ち終わるのかというようなことは非常に心配をしているところでございまして、そのワクチンの配布、あるいは予約についてもキャンセルについても、その余ったワクチンをどういったふうに対応していくかというのは今現在こういう方針ですというような形の決定事項はございませんが、いろんなことを模索しながら検討しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 なかなか厚労省からの指示がスムーズに降りてこない中で、今町でできる体制を議論してこなさいけないということは非常によく分かりますが、住民に混乱を与えないようにしっかりと議論していただきながら、連携を保ってその体制づくりをお願いしたいと思っております。

基本的には今聞きますと、高齢者施設とか病院の入所者については施設医による集団接種を考

えているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 現実的には、また週明けになるのですけれども、それぞれの施設で、例えば65歳以上の方の人数であったり、施設にお勤めの方の接種を希望される人数であったり、今調査して、どのような体制で接種をさせていただくかというようなことを近々に、今は調査の段階で、その後、また接種体制、例えばお勤めの方、1回で全員打ったときにもしものことがあったときにどうするかというようなことも考えられますので、お勤めの方のグループ分けで何日かに空けて接種をするのであるとか、そういったことも含めまして、それぞれの施設で一番効率的で安全な方法を考えながら、お互いに協議をしながら、あとは実際に接種していただく医師の日程等もまたこれも調整をする必要がございますので、そういったことについてもそれぞれで個別にまた調整を今進めているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ただ、企業、職場でそこで集団接種をすると、事業所の健診なんかでも職場でする、この役場の庁舎でも健診バスが来て健診するのと同じような企業における集団接種の体制及び例えば16歳以上が対象ということになりますと高校生が対象になってくると。これは国の動きも今後あると思いますが、高校の嘱託医等による集団接種ということも今後進んでくる可能性もあろうと思います。必ず集団の中には施設医というドクターが、企業の中にも産業医がちゃんといらっしゃると思いますので、そういう方々の御協力の下にそのそれぞれの集団というところで個々進んでいけばいいのではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） まずは接種順位としましては、65歳以上の高齢者を一番に今のところは希望者から打っていただくというのが厚労省から出ていることでございます。その後、順次全国に広がっていくわけでございますけれども、今現在町が準備させていただいている中では、まず高齢者の方が9,600人強いらっしゃいますので、その方についての接種、その後、いろんな今御指摘がございました企業での接種とかというような形になりますと、町で主体的にそういう形で動いていくほうがいいのかどうかというのはまた国や県のほうからもいろんな案が出てくるというふうに思いますので、今はまずはこの65歳以上の方の高齢者に対する接種に向けて漏れがないようにしながら、それもワクチンがどの程度、いつ太子町に届くのか。そのワクチンについても、保管がいろいろと難しいものがございますので、接種が長丁場になりますので、そういった形でいろいろと指示も変わってくるかと思いますが、一喜一憂せずに我々もしっかりと情報は早めに集めながら臨機にやれるところはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 時間の関係がありますので、次2番に移らせていただきます。

認知症の患者等におきますひとり暮らし老人に関しましては、接種会場に來れないという方がいらっしゃると思います。そういった場合は訪問して接種をするという体制はあるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 町内の先生方の中にもふだんからそういった形で必要とする方に対して往診等をしていただいております先生方もいらっしゃいますので、ふだんから往診をしていただいている先生がおられたり、あるいは高齢者の中には介護を必要とする方になりますと、例えばケアマネであったり、あるいは認知症の方でしたら身近な親族の方、そういった方からの情報をいただきながら、予防接種センターのほうでそういった個別の保健福祉会館内に置きます予防

接種センターで個別の御相談も受けながら、一番その方にとって予約を受けて打ちやすいようなことを御相談させていただきながら接種をしていただく方法、今のところはそういった相談も受けていきたいというふうに考えておるところでございますので御理解いただければと思います。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、それぞれの訪問における接種というものをケース・バイ・ケースの中で進めていくということによろしいですね。

次に、外国人の方々が太子町にも来られていると思います。その方々に対する接種の説明とか案内とかはいかがなのですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 基本的には住民登録されておられる方に対して日本語でと申しますか、御案内をさせていただく。こちらの接種券についてはほぼ国の示すバーコード等がついた様式がございます。今のところ、注意事項とか御案内の文を特に外国語表記をして御案内するところまでの準備はできておりませんが、個別にそういった方の御相談はお近くの方に相談していただいたり、直接役場に来ていただいたりしましたら、そういったことにつきましても保健福祉会館内に予防接種のセンターを設けますので、そこで相談とかを受け付ける御用意がございますので、なかなか難しいことがありましたらいろいろそちらへ案内していただければなというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 太子町での接種体制はやはり違うと、太子町の住民でよかったと思える、何か特別な対策が人を寄せてくる中での発信が必要だと思って、私は外国人に対する優しい日本語を使って説明をしながら、そして国際社会の中で我々は一緒にワクチン接種も考えておるんだというふうな情報発信というものをしっかりお考えになられて、そういう方々にもやはり理解をしていただきながら関わっていくというのも1つの事業の施策ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 特にこのワクチン接種に関しまして、今御案内いただきました国籍であったり、あるいは性別であったり、あるいは年齢であったりということについて、よりきめ細やかにという趣旨でおっしゃっていただいたと思います。ワクチン接種につきましては太子町だけでなく全国的に行われるものでございます。そして、全国的に段階を経て希望される方が、一人ひとり多くの方が徐々にワクチンを打つことによってコロナへの対応ができてくるものというふうに考えております。打つ順番については国が一応指針を示しておられますので、優先的にまずは高齢者の方あるいは基礎疾患をお持ちの方でございませけれども、国籍であったり性別であったりということで、今のところ受けられる方については、もうできる限り私どもも援助を惜しむことはございませけれども、特にそのところをほかの市町にないようなところまでの力があるかという、そこまではないのかなという思いがあるのですけれども、そういったことも含めながら精いっぱいやることはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 時間の関係で3番に移ります。

町民へのワクチン接種に向けた啓発方法の中で、自治会とか老人会、地縁組織とか民生委員、児童委員に依頼をして、地域のコミュニティーというものを活用した中で普及啓発してはどうかと。そして、その中には今話が出ましたひとり暮らし老人とか障害者とか、基礎疾患の人たちを地域相互の中で一緒に、何か一緒にワクチンを受けに行きませんかとかという地域の絆という

ころが1つ生まれる可能性があると思うのですけれども、その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） おっしゃるとおり、多くの方にワクチンを打っていただきたいという思いはそのとおりでございますので、そういった形でいろんな地域の中でこのワクチン接種について話題にさせていただいて、皆さんが情報共有していただくことは非常にありがたいことと思っております。ただ、ワクチンの接種につきましては副反応、それぞれの事例が今後出てくる可能性もございますので、感染予防の効果があるということと、それから副反応はひょっとしたらあるかも分からないという、その双方について正しく理解をしていただいて御自身で打つという決断をされた、望まれる方に対して接種をさせていただくというのが基本でございますので、そういったコミュニティーの中でワクチンの話題をどんどん出していただくことは非常にありがたいことで、打って大丈夫やったから行ってきたらというような話が皆さんの中で盛り上がるということについては私どもも非常に歓迎はするところではございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ワクチンの接種ということを通して、次長がおっしゃいましたけれども、コロナ禍の事業を取り込むことによって、そして問題、課題をあぶり出すとともにそれを活用することによって地域のコミュニティーというものをつくるチャンスにもなろうかと思うのです。そういう活用の仕方も含めて、フルに地域組織というものを活用しながら進めてまいっていただきたいと存じます。

1つ、今後若者に対する接種になりますと、SNSとかLINEとかフェイスブックを活用したような普及啓発ということが、文面でもなかなか読まないという中で電子媒体を用いた啓発ということも考えられるのではないかと思います、それはいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 情報提供につきましては、予約につきましてはウェブ予約、LINE予約等もできるような体制で今準備を進めているところでございます。若い人に対しましてはいろんな情報を、若い人の接種順位は結構後になってこようかと思うのですけれども、そういった点は若者に対してもこのワクチン接種について正確な情報がいろいろと、町も含めて国あるいはマスコミからの情報を得た上で若い人たちもそういったことに関心を持っていただけるよう町としても取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 次、4番に参ります。

やはりさわやか健康課だけの保健部門では全町民に向けた接種体制というのは非常に困難であると思います、今いろんな業務をお聞きいたしました。そういうことで町長の施政方針演説の中にもありましたけれども、全庁挙げてこの接種体制を整えていくのだという決意が述べられたものと考えております。またしても第2回接種ということ、1回だけじゃないということになりますと、太子町庁舎内にワクチン接種の対策室というふうなほかの部門の職員も参加されて、新しい部局の新設を持ってしっかりと体制を議論していくと、そしてそれを推進していく、そこに職員をある程度配置するということが必要ではないかということの前から申し上げておるのですけれども、県とか近隣の市町でも別にその対策室を設置してるところもあると思いますけれども、太子町においても一度その見解をお聞きします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 3月に入りましてこのワクチン専任の会計年度任用職員でございますけれども、職員を配置させていただいて、さわやか健康課の職員を中心に、先ほど申しました高齢者施設につきましては高年介護課の職員、それから会場が文化会館というような施設も使用する予定でございますので文化推進課、それと実際の接種には先ほど言いました人員も必要なことでございます。恐らくは週7日ございますけれども、日曜から土曜まで、それぞれ毎日のようにどこかでワクチンを打つというような体制をつくっていく必要があるのかなというふうには思っておりますので、それについて町としましても全庁的な対応をしていける人員体制で、今現在も専任の職員を配置しております。4月以降も、またそれに応えられるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それぞれの全庁の職員が協力するということは分かりますが、町長にお聞きいたします。新たなる対策室の設置というものを軸にして、そこを要にして接種体制を整えていくというお考えについて御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 人の配置につきましても、年度途中で動かせるかも含めて内部で協議もいたしました。しかし、年度途中で動かすとなると、それぞれのところにも仕事がありますので、現状におきましては先ほど生活福祉部長が御説明しましたように会計年度の方をお願いしたり、また4月になりましても新たに会計年度、また集団会場などにおいては外部に委託することなども含めまして、さわやか健康課を中心として今準備を進めています。既に今協力して、先ほど生活福祉部長が言いましたようにしておりますので、現状におきましてはもちろん協力して全庁的にといいますか、いろんなというか、複数の課をまたいでさせていただきますけれども、今ワクチンが届くのが遅れそうな状況もございますので、そういう状況もございますが、状況を見ながら判断いたしますが、ほかの業務もあるということもまた一方でありますので、常に協力してやっています。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 4月に年度が始まりますので、人事の関係もあろうかと思うのですが、新たに対策室というものの設置をしていかないと、さわやか健康課の業務が非常に増えてしまうと、ふだんの業務をしながらなので、そういう町のトップがこういう体制でやっていこうというふうな議論が深まっていたきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、5番目に移ります。

相談窓口及びコールセンターでございますが、これは土曜日、日曜日とか、もしくは時間を延長しての対応というものもしていただけるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） コールセンターにつきましては委託先、ちょうど今業者をお願いしておるところでございますので、細かい内容については今のところはまだ未定でございます。ただ、保健福祉会館におけます業務につきましては、基本的には開館時間という形を考えておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 そのコールセンターになりますと、予約も含めて非常に煩雑な連絡を含めた業務、本当にたくさんありますので、そういう受付時間というものを含めて住民が相談しやすい一番の窓口なので、ただ予約だけじゃなくしてコロナに関する相談ということで開庁していただいて、相談を受けるような窓口があればいいと思いますので、その辺はまた御検討をお願いいたし

ます。

それでは、(2) 番のほうに移らせていただきます。

まず、今日いろいろと1年間のお話が出てますが、取りあえず検証していかないと、1年間検証した中で問題、課題、有効性を議論して、そして次のポストコロナ社会を目指した中で感染対策をどうするのかという問いであります。

まず、1番の保育施設の中で学童保育に関してお聞きいたします。先日、ある学童保育を見に行かせていただきましたけれども、小さな部屋の中で40人の児童が非常に密になって保育をされている状況でございます。そういう中におきまして、感染対策というものを取るために40人を20人ぐらいにしなければ、クラスターが発生してもおかしくないような状況のように見受けられました。そういう密を避けた、クラスター発生を避けられるような対策について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） コロナ禍におきましては、学童保育園につきましては学校が休業のときにおきましても学童は動いていたというようなことでございます。三密を避けるというのが基本ではございますけれども、なかなか子供たちのことでございます。それから、先ほど松浦議員から学童保育園についての御質問もいただいたところでございますけれども、現実的に施設のハード面の整備がなかなか難しいというところがございます。コロナ禍におきましては、毎日多くの人数が学童保育園に来ていたわけではなくて、どうしても保護者の方が見られない子供たちだけでしたので、ずっとずっと教室がいっぱいであったかということ、そういうようなことは聞いておりませんが、できるだけそういった対策を取りながら子供たちをお預かりして、そしてしっかりと親御さんが迎えに来たら元気で家に帰っていけるようにというような形でお預かりする、けがなく過ごしてもらおうというのが第一義というふうに考えておりますので、創意工夫しながら、コロナの対策をしながらお預かりするというような形で進めていきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ハード面の施設の整備ということも含めて、松浦議員からもいろいろ話が出ておりましたけれども、そういうコロナの対策ということも含めた形でハード面というものも整備していくということをお伝えしたいと思っております。

それから、集団感染予防ということになりますと、自覚症状のない感染した職員から利用者へ感染拡大を起こしていくという例がございますけれども、そういう対策というものに対して町としていかがでございますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） コロナの感染予防につきましては、いわゆるクラスター予防するのは、それぞれ一人ひとりがうつらない、うつさないというような形でもう地道に対策を取っていく、それがまず第一だというふうに考えておりますので、そのことについて町としては啓発活動を引き続き続けていきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 そのところは、やはり自覚症状がなくして自分が感染しているということをつからずして、そしてそれぞれの施設で感染を広げてしまっているということにつきまして、しっかりと感染対策、予防の周知徹底というものがより深く必要になっていると思いますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、2番目のところでございますが、コロナ禍におきまして地縁組織の活動等につつま

しても不要不急の自粛要請のために各行事が中止されておるということで、高齢者におきましては孤立化が非常に進んで、体力が衰えるとともに認知症の患者が増加していると言われております。それらへの対応と地縁組織を生かした新たな今後の対策というものをどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） いわゆるコロナ禍において運動等の機会がなかなかない、これも事実でございました。そういった中で家庭でもできるDVDを制作させていただいて、密にならないところで家庭でも体を動かしていきましょうというようなものを配布させていただいたりしながら、それぞれ創意工夫しながら体を動かす、密にならないように外にも出ていくというような形、コロナと共存できるような形でそれぞれ皆さん取り組んでいただけるよう、町としても引き続きまた啓発に努めていきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それと、コロナの後遺症というのが非常に問題になっておりまして、コロナにかかりますと息切れとか脱毛、味覚障害ということがよく発生するとか、また血栓というものを非常に作りやすい性質がございますので、心筋梗塞等の患者が増えているような状況でございます。したがって、うつらないと、うつさないという対応というものは軽微であったとしても自分がコロナに感染しないということがコロナの後遺症にならないという大きな対策だろうと私は思うのです。そういう面で重要な、うつさない対策の何か、啓発もされていると思いますけれども、特に強調したいところがありましたらお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） ウイルスは見えないものでございますので、今まで罹患された方も決してうつりたいと思ってコロナにかかったわけではないということでございます。本当に不注意だったのかどうかということも責めるわけにもなかなか、感染対策を十分にしておっても、それこそ医療機関におかれて医療の専門家の方でもそういった形でうつってしまうというのも報道等で聞くところでございます。できる限り皆がこのウイルスの性質を知って予防に努めていく、もうこれで森田議員がおっしゃるように、早い段階で調子が悪いと思ったら検査を受けて、人にうつさないような行動をとっていくという、この1年間、いろんなことを学んできたことを一人ひとりが実践していただくということが大切かと考えております。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 次、3番目ですけれども、家族内感染ということが今後進んでいく大きなテーマであります。先日、神戸市の変異種の検査の実態が神戸市長から出まして、新規患者の半分以上が変異を持った株のものであるというふうに言われております。非常に強毒性、ふだんより毒性が強いということから感染のスピードが高いと言われておりまして、職場からお父さんが家に持ち帰る、持ち帰ってそして家族内で感染をさせていくと、10歳未満とか、また小・中学校も含めます児童・生徒につきましては人に感染のリスクが高いということが報告になっております。そういう面から新しい変異種というものが、もう太子町も含めて検査してないだけで、飛沫感染ですからもう私は蔓延していると思っております。そういう観点の中で、今後家族内感染を含めて児童・生徒の患者が増えて学校の臨時休校的なところで、今は生徒・児童は少ないと言われておりますけれども、新たなその変異種の中での家族内感染からそのように進んでいく可能性があります。ウイルスも自分自身が生き残りたいがゆえに人に入って自分で変異を起こしていく、人から人にうつることによってどんどんと形を変えていくわけでありまして、それに私たちは立ち向かっていって、次の対策を見据えておかなければいけない、そのように考えております。そう

いう面での家族内感染対策というものは非常に重要なポイントになろうかと思いますが、今答弁の中で通常の感染対策というものを中心にしていくのだということもありますけれども、何かそういう新しい変異種に対するような、家族内感染を含めた今後の対策の中で御意見がございましたら、教育委員会等いかがでございますか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 変異種だからどうというのが、私ども学校現場の者にはなかなかそれは難しい問題であろうと思います、専門家の分野になろうと思います。ただ、学校現場においては今までやってきた基本的な感染対策というのはきちっとやると、同時にこれまでも学校にサポートスタッフを入れて、そういう衛生管理、感染予防もきちっとやっております、環境整備もやっております。同時に、この1年間の中で専門家から感染対策をしても感染リスクの高い教育活動、例えばコーダーを吹く、ピアノなんかもそうですけれども、それから調理実習、それから理科の実験等々、そういうリスクの高い具体的な教育活動がもう明らかになっておりますので、今も実際に行っておりますけれども、国のステージ1から4に従って、こういう活動は後回しにしましょう、そして違う活動を入れ替えて教育課程を組み直しましょう。また、一方で1人1台の端末がもう整備がされました。来年度、太子町においてもデジタル教科書の導入ということで、試験実践を行う予定にしています。それも小学校5、6年生、そして中学校全学年、そういうデジタル教科書、学習内容もデジタルを使って入れ替えたり、あるいは具体的なイメージで見れたり、学習内容の方法の面からもポストコロナ、ウイズコロナの中で対応もしていきたいと考えております。あるいは給食なんかでも、今まででしたら1人布巾を持ってきて、それからお箸も持ってきたりして、それが衛生面やとか、たくさん触るということで来年度からは新給食センターでは全員お盆もセットするようになっておりますし、要は学校現場で変異種だからどうこうというレベルではなくて、できることを確実にやる、そして危険リスクの高いことについては国のあるいは専門家の提言を踏まえながら着実にやっていく、そういう考えであります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長しますので御了承願います。

それから、あと質問、答弁におかれましては簡潔明快に御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 4番の学校教育に行きます。

今後の次世代の児童・生徒に対しての感染教育というものが、今の新型コロナウイルス感染症の発生を通して新しい生活を見直していく機会となると私は思っております。そういう面で、人知の及ばないところのことが起こっている中で大自然に対する畏敬の念を培った自然の摂理に従った心を育てるような教育というものも必要ではないかと考えておりますが、その辺の御見解をお聞きます。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 自然や畏敬なものに対する学習としては、道徳という教科の中の第3分野に特別な領域として入っております。だから、道徳という特別な教科、道徳という中での学習もありましょうし、あるいは防災の中でいろんな分野でのそういう取り組みもあるでしょうし、要は発達段階に応じましてそれぞれの全領域を通じて育てるような視点だろうと考えておりますし、そういう視点で学校現場で取り組んでおります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 コロナ禍で友達同士の触れ合いの場とかも非常に少なくなってやはり孤独的なことになってひきこもりとか、メンタルのほうで子供たちに出ておりませんか、現状と対策についてお聞きします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 基本的に全県で年間3回、コロナ禍における心のアンケートということで太子町も小・中・高の中で協力しております。その中でそういう気になる特別な支援を要する、配慮を必要とするという子供たちは今のところありません。ただ、検査項目でちょっと気になるなという子供がいる場合は、個別に担任から適切な指導あるいはスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー等連携しながら対応はしております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 次、5番目に移りますが、町民の多くの方々の学びの場となっている社会教育施設というところがなかなか今コロナの関係で中止等になっておるという状況でございますが、今後感染対策を取った上でどのように活用して、ポストコロナを含めて社会教育施設を活用していかうという何か案がございますか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 先ほども答弁させていただいたのですが、活動につきましてはもうやめよというような姿勢は持っておりません。感染拡大防止対策を取った上で継続、発展させていくという姿勢は強く持っております。今後、定員の50%ということで今運用しておるわけなのですが、拡大の都合によってはその50%というのをもっと強化しなければならないというような場面が出てくるかも分かりませんし、緩和するという場面が出てくるかも分かりませんし、継続、発展ということを念頭に今後活動を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 6番目ですけれども、各業種別の感染対策ガイドラインというのがそれぞれの業種ごとに出ておりますね、御存じだと思うのですが、それぞれの業種ごとの感染対策の在り方につきましの推進体制というのは何か取られていらっしゃいますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） お恥ずかしい話ですが、それぞれの業種ごとでそういったガイドラインがあるとは承知をしておりません。国が示された中でそれぞれの業種ごとにあるのであれば、それぞれが対応していただいているものとは存じます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 各業種ごとに感染対策ガイドラインがそれぞれの省庁から全部出ておりますので、その内容をしっかりと見ていただいて、それに対する指導的なものも含めて、それに沿っていかうかということの啓発をしていただきたいというふうに思うのですが、

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 勉強させていただいて、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、もう時間がありませんので最後の(3)のところに移らせていただきます。

もともとH5N8を含めた高病原性の鳥インフルエンザを基にした新型鳥インフルエンザの対策法というものが2009年に出来上がって、それを基にして今コロナのほうに使ってるわけであり
ます。強毒性で4人に1人が感染する、その新型鳥インフルエンザが今日にでも発生する可能性
もあります。鳥から人にうつって、それが何らかの変異を起こして人から人に感染してくると、
まさしく重複災害としてのことになる可能性もありますし、今後この疫病の対策というものがコ
ロナで終わるのではなくして長い将来の中で、それはいつ発生してもおかしくない、その災害と
しての扱いの中で体制に強い体制をつくっていくと、どのような疫病が出てきても動じることな
く対策ができる基軸を今つくっておかなければならないのではないかと、そのように感じており
ます。今副町長がおっしゃいましたように、行動計画等も太子町もつくっていらっしゃるし、
政府におきましてはプレパンデミックワクチン等も用意がされておりまして、私たちの議員
も特定接種としてプレパンデミックワクチンを接種するように登録もしております。そういう国
の政策の中で動いておった強毒性が本当に来てもおかしくない状況の中で、今後その疫病対策と
いうものに対する町行政の指針といいたしめようか、決意といいたしめようか、そのようなものをお
聞かせ願いたいと思います。町長、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） そういうことが起こりましたときには国、県と協調して対応を進めてまい
ります。

○議長（藤澤元之介） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 いつ疫病が起こるか分からないこの社会状況下の中で、国、県及びいろんな特
措法に基づく制約の中で流れてくるものがありますが、一番大事なのは地域で地域資源を生かし
て、隣の人は隣を支え合っていく、そして発生してもそれを未然に防いでいくという地域のコミ
ュニティーというものが一番の基軸ではないかと思っております。そういう面で疫病を恐れずに
これとしっかりと向き合って、次世代の中で子供の教育の中にでもぜひ深く、今このときにしか
できない感染対策、感染教育というもののなかから、お互いの疫病対策というもののなかからそれに
強い社会の体制をつくっていくところで町行政と、また議会ともいろいろ議論をしながら太子町
の地域の中ではやはりその輪をもってみんなで1つになってるなど、そういう取り組みを全国に
先駆けて、こういう動きでやってるのだという具体的なビジョンというものを私はお示しを今後
していただきたいと。そういう意味で、今までを検証し、ポストコロナ社会を見据え、これから
の10年先を見据えた中での社会の在り方というものをしっかり今後議論していきながら、今日の
この一般質問を通してお互いが心を引き締めながら邁進できればということ強く訴えさせてい
ただきまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で森田哲夫議員の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月5日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後4時53分）